

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 博之

### 1 日時

平成 23 年 4 月 27 日（水曜日）

午後 3 時 13 分開会、午後 6 時 32 分散会（うち休憩 午後 4 時 36 分～午後 4 時 52 分）

### 2 場所

第 3 委員会室

### 3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、  
高橋但馬委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、小西和子委員、斉藤信委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

菅原担当書記、大越担当書記、木村併任書記、村上併任書記

### 6 説明のために出席した者

商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、

松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、

福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、

津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、飛鳥川商工企画室企画課長、

猪久保雇用対策・労働室労働課長

## 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、

佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、

泉教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、

高橋学校教育室学校企画課長、多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、

高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、

錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、

中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、

佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、

田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、

阿部学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、

漆原教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

なし

## 8 会議に付した事件

### (1) 商工労働観光部関係審査

#### (議 案)

議案第1号 平成22年度岩手県一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第3号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

議案第6号 職業能力開発校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第7号 産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第21号 職業能力開発校条例の一部を改正する条例

議案第22号 産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

### (2) 教育委員会関係審査

#### (議 案)

議案第1号 平成22年度岩手県一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第2号 平成22年度岩手県一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第3号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表

議案第 5 号 県立学校授業料等条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第 19 号 県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

## 9 議事の内容

○高橋博之委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

大越担当書記、木村併任書記、村上併任書記。なお、執行部の新任職員につきましては後日、改めて紹介する機会を設けたいと思いますので御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により審査を行います。初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第 1 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求めることについて中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費中、第 5 項災害救助費中、商工労働観光部関係第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、追加中 2 及び 3 を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 それでは、平成 22 年度一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求めることについてに関しまして、商工労働観光部関係の御説明を申し上げます。議案（その 1）の 4 ページをお開き願います。

3 款民生費、5 項災害救助費の 94 億 7,674 万円のうち、当部関係が 1 億 880 万円含まれておりますが、その内容につきまして、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書（平成 22 年度）の 7 ページをお開き願います。

3 款民生費、5 項災害救助費、1 目救助費の右の説明欄、救助費 94 億 7,548 万円のうち、当部関係につきましては、別紙の内訳表、1 枚のものの資料がお手元にございますが、議案第 1 号中、第 1 条第 2 項第 1 表中歳出第 3 款第 5 項第 1 目救助費の内訳という資料がございまして、この表の中、合計の二つ上の行にあります。商工労働観光部関係は輸送費 1 億 880 万円ございまして、これは被災地への支援物資の運搬等に要する経費として措置したも

のであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。戻っていただきまして、議案(その1)の6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正の追加のうち、当部関係のものは事項欄2及び3の2件であります。これらは岩手県信用保証協会が行う中小企業災害復旧資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償、中小企業災害復旧資金の融通に伴う保証料補給について、それぞれの期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の平成22年度一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 輸送費1億880万円、これは災害救助法と当部のかかわり、そして輸送費というのは物資を運ぶということだが、何を運ぶ輸送費ということになるのか。全体の輸送費がこの所管なのか、そこらも含めて教えてください。

○福澤産業経済交流課総括課長 この輸送費につきましては、すべて災害救助法の適用ということで整理をしてございますが、中身につきましては、一つは救援物資の被災市町村への輸送、それから物資の保管等に要する部分でございます。それから一つは、被災者や患者、あるいは医療従事者等の移送に要するマイクロバスの借り上げ、そういうものに要する費用でございます。

○斉藤信委員 今、福澤課長は産業経済交流課だけれども、災害対応で輸送は産業経済交流課が所管するという事になっているのですか。実は初期の段階で、支援物資というのは産業文化センターに運ばれた。ところが、この対応が極めてまずくてトラックが数珠つなぎになって対応ができなかった。その後、満杯になったのだけれども、十分必要な物資が必要なところに行かなかったというのがあるのですよ。ただ、あそこの仕分けは、確か県民くらしの安全課ですよ。だから、仕分けは環境生活部の県民くらしの安全課だと思うけれども、あなた方は、その指示に基づいて輸送するだけのことなのか。そこと有機的に連携して本当に必要な物資を必要なところに機敏に迅速に輸送するという、その関係はどうだったのか。

○福澤産業経済交流課総括課長 当部の業務につきましては、県の地域防災計画において

輸送に関することについては所管事項とされています。我々につきましては、環境生活部県民くらしの安全課の指示に基づいてトラックの手配、あるいはアピオの中のいろいろな物の管理とか、そういうものをしてございます。

○斉藤信委員 物の管理もしていることになると、私は極めて担当課の役割が大きいのと思う。本当ですか。だとすれば問題あると私は指摘しなければだめなのだけでも、違いますか。

○福澤産業経済交流課総括課長 済みません。アピオの管理ということもございますので、物の出庫とか搬入搬出、あるいは在庫の管理等は環境生活部のほうで担当してございます。

(斉藤信委員「わかりました」と呼ぶ)

○高橋博之委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第2号)中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費中、第5項災害救助費中、商工労働観光部関係、第5款労働費及び第7款商工費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 商工労働観光部関係の平成23年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案（その2）の3ページをお開き願います。

当部関係の予算につきましては、第3款民生費、5項災害救助費のうち11億4,547万8,000円及び5款労働費112億9,097万2,000円並びに第7款商工費30億8,035万9,000円の増額補正であります。項、目の部分ごとの内容につきましてはお手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の15ページをお開き願います。

まず、第3款民生費、5項災害救助費、1目救助費の説明欄、救助費1,194億5,480万5,000円のうち、当部関係につきましては、これも1枚ものの内訳資料がございます。内訳表の2ページ目でございます。裏側になります。この表の中、商工労働観光部関係は輸送費11億4,547万8,000円で、これは平成22年度と同様に、被災地への支援物資の運搬等に要する経費として措置しようとするものであります。

次に、戻っていただきまして、予算に関する説明書の19ページをお開き願います。以下、金額の読み上げは省略させていただきます。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費であります。緊急雇用創出事業費補助、臨時職員緊急雇用事業費及び災害緊急雇用事業推進費については緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、災害により離職を余儀なくされた失業者の方々を中心に雇用の創出を行おうとするものであります。また、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、これら雇用創出の事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しをしようとするものであります。

次に、21ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費であります。中小企業災害復旧資金貸付金は県内の被災中小企業者に対し、貸付原資の一部を金融機関に預託して貸し付けを行おうとするものであり、中小企業災害復旧資金保証料補給補助は、同資金を利用した中小企業者の負担軽減を図るため、信用保証料の全額を補給しようとするものであります。中小企業被災資産修繕費補助は沿岸地域において被災した中小企業の現有店舗、工場等の修繕に対して行う市町村の補助事業に対し、必要な経費の一部を補助しようとするものであります。

3目企業立地対策費の被災工場再建支援事業費補助は、沿岸地域において工場または設備に被害を受け操業が不可能となった企業の工場再建に対して行う市町村の補助事業に対し、必要な経費の一部を補助しようとするものであります。

次に、22ページにまいりまして、7款商工費、2項観光費、1目観光総務費の管理運営

費は、陸前高田オートキャンプ場モビリアの管理に要する指定管理料にかかる経費を計上しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木大和委員 企業立地対策費の関係ですけれども、被災工場再建支援事業費補助ですが、まさにこの補助が必要なときなのだろうと思います。そういう意味で適切な対応だと思うわけですが、今回の沿岸の被災された工場の実態を調べてあれば、それを報告してもらいたいと思います。この予算の内容からいけばその辺は数字出ると思いますが、特にそういう中で工場の数とか、あるいはその内容の中で水産加工がどれくらいあるのか、その辺も教えてください。

○保企業立地推進課総括課長 今回の被災によりまして沿岸部の企業——製造業ですけれども、ほとんどその機能を失っているのではないかというふうに考えております。具体的な数字につきましては、今手元に資料がございませんけれども、見込みといたしましては、恐らくこうした私どもの予算に対しまして、数十社程度の利用の希望といたしますか、そういうことがあるのではないかというふうに推定してございます。

また、水産業につきまして、個別のデータは持ち合わせておりません。申しわけございません。

○佐々木大和委員 いろんな業種があるわけですが、特にも工場がまともに流されたところで、用地の問題等で対応しているのも聞いておりました。そういうことで非常に課題は多いと思いますし、そういう面では特に誘致企業などにとっては、やはり西へのシフトとか、海外へのシフトとか、そういう問題が連動してくると思うので、そういうところを間を外さずにしっかりと対応して、やはり雇用確保のためには継続してもらうことが非常に大事でありますので、その点をしっかりお願いしたいと思います。

それで水産業の場合に、今回一番被害が少なかった、例えば普代村の場合で、防潮堤が15.5メートルで、住宅の被害がゼロというすごい成果を上げているのですが、表側の浜のほうの加工場等は全部流された。船とともに流された。そういうことからいけば、水産加工のほうは相当な被害を受けていますし、また南のほうの田老から山田、それからまた南側、これは全部の水産加工がやられていますので、そういうところが地元の就労の場として、こ

れまで非常に実績を上げてきたところなのですが、そういうところには、今回特に入り込んで支援しないと、先ほど言ったような問題が起きてくるのではないかと、そういう懸念があります。

特に水産の場合には地元でやっている事業者の場合には、浜で揚がった原材料を加工するという一つの工程ができているところですが、浜のほうが立ち上がりやすい、しばらく時間がかかることは間違いないわけですが、9割以上が何か被災していると。そうなれば、原材料の確保というのは最初から問題で、これができないわけですので、そういう面で、水産のところは特化して対策を考える必要があるのだと思いますが、その辺についての御所見をいただきたい。

○福澤産業経済交流課総括課長 水産加工業につきましては、我々ども企業のほうを回りまして、いろいろ状況等をお聞きしているところでございます。その中では、約9割の企業が何らかの被害を被ったというお話もいただいています。原材料の問題もございまして、原材料をほかから調達したいというお話もいただいています。そういう部分について、我々としてもそのマッチングのところをやったり、対応しているところでございますが、いずれ現場の企業のニーズを踏まえて、ニーズにこたえられるように対応してまいりたいと考えてございます。

○佐々木大和委員 今回の災害でいくと、浜のほうに行けば農林水産部の水産担当なのですが、実際は、今それぞれ縦割りでやっておりますが、現況からいくと、今回の被災を受けたところというのはそういう状況ではない。言うなれば、今の県条例とか、国の法律の対応を真っ向から持っていっても、そこからスタート、絵をかいていける環境にはないわけですから。逆に工場などを失ったところはマイナスからのスタートになるわけで、いろんな支援が必要なのですけれども、そういう環境をとらえて、平時の流れで対応するのは今回ののはちょっと違うのではないかと。やはり緊急対応だということをしっかり認識して、これは農林水産部とも連携した窓口が一体化しなければだめなのではないかというのを感じます。そういうところを今後の進め方の中で検討してもらいたいと思いますが、水産の場合に今第一段階で船の復興とかいろいろ、航路の確保から始まってやっていますけれども、現実には次の加工のところでは就労の問題は各地区、町が残るかという問題に変わってしまうのですよ。そういうところが見えていますので、そういう部分で、どうしても内陸側にいると平時の関係になるのですけれども、緊急対応の仕方というのは何か考えているのでしょうか。その辺をお伺いしたい。

○福澤産業経済交流課総括課長 壊滅的な被害があったところにつきましては、御指摘のとおりマイナスからのスタートということで、我々としましても水産のほうと一体となっ

た加工業の復興という視点を持ちまして、農林水産部と連携して、県だけでは対応しきれないという部分もいろいろございますので、国にも助成等を働きかけながら頑張って対応してまいりたいと考えております。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 被災直後に臨海部の企業等がほとんど全壊されたという状況になりまして、当県とすればすぐにでも対応すべく、経済産業省のほうにまずは仮設工場、仮設事務所等が必要だという要望を行いました。それが国のほうで事業化されまして、今1次補正にかかっているところでございますが、まずは仮設工場等の設置を実現すると。これから本工場あるいは事業の展開に向けて2次補正に合わせる形で県も緊急対応しつつ、企業経営が進むように対応したいというふうに考えております。

○佐々木大和委員 非常に大変な環境になりましたので、ぜひそのように進めてもらいたいと思います。

今回の災害で、現場のほうから一番不満が出たのはスピードが足りない。要するに、お願いして相談に行くと、答えが返ってこない。これは市町村も各団体も、みんなそう言っています。そういう意味で、本庁が遠くなつてはだめです。もっともっと現場に近いところに入って行って、そして答えをすぐ出してやると。それが余りにも時間がかかるというのが今回の災害でのいろんなところから言われた意見でありました。

そういうことで、県の役割は非常に大きいと思いますので、スピーディに対応することをお願いして終わります。

○佐々木一榮委員 今の水産業に関して加工、また市場もでございますが、商工労働観光部の立場から部長にお伺いしたいと思います。宮城県が一時、国営化について、水産業全体ですね。これ、要は海からとって加工から流通まで、製氷業も含めて、すべてそういったものを昔の八幡製鉄所のように一時国策としてやるべきではないかという提案を今宮城県はしていますし、宮城県議会でもこれは提案して、首相のほうにまで行っているようですが、これは補助と違って一時的に国の資産の中でやるということで、だんだんに実際にマンパワー、人が戻ってきて、漁もするようになって、加工も順調にいくようになったら、その施設を将来的には国が買い取っていくような形のを想定しているようですが、そういう動きについて、岩手県としてはどう考えているか。何か全体の復興会議の中で、そういう話題になっているか、お知らせをいただきたいと思います。

○齋藤商工労働観光部長 水産業そのものにつきましては、実は農林水産部のほうで所掌してまして、私のほうでどうこうという立場ではないわけでございますが、少なくとも先

ほど佐々木委員のほうから御質問あったとおり、一緒になってやることについては歩調を合わせて検討、取り組んでいます。ただ国営化という議論については、そこまではちょっと考えていない、どうやったら効果的な復旧、その体制整備が図られるかということがむしろ主眼になっています。

これは再三答弁にあるとおり、県という一つの枠で対応するのは困難だと。いわゆる特別な状態であるということは、これ知事以下、十分に認識しております、大臣が来たときの要望も知事は真っ先に水産業を復活させたいと、これは再三、どんな大臣に対しても申し上げているところであります。それに連なる水産加工業ということで、私どももこれは当然歩調を合わせてやるということですが、いずれにしてもここが一番、我々も沿岸の産業の肝であるという認識であることは間違いございませんので、特別な時期にあることは十分認識はしておりますし、スピード感を持ってやりたいと思います。

ただ、スピード感が足りないというのは、我々本来であればパートナーの商工会議所、商工会そのものが津波で大ダメージを受けまして、いわゆる仮店舗でしょうか、仮事務所が立ち上がるのにかなりの時間がかかってしまったということもございます。あとはもう一つの窓口である肝心の市町村も御存じのとおり職員そのものがいわゆる行方不明、死亡というところも出てきています。したがって、皆様方の御要望にこたえられなかった点は本当に申しわけなかったと思うのですが、それぞれ十分な相談窓口を設置いたしましたので、私たちが相談体制を整えておりますので、いずれスピード感を持ってやりたいなと思って考えております。

○佐々木一榮委員 所管が違うということではありますが、経済全体にかかわることですので、ぜひ農林水産部と連携を密にさせていただきたいと思っておりますし、また宮城県と……、宮城県が進んでいる云々ということではなくて、同じ隣同士の被災県で、今回、浜のほうは全部やられている同じような状況ですね。それと仙台圏を中心として、セントラル自動車と関東自動車との関係がありますね。そういった意味では非常に似かよっているといえますか、そういった環境にあるかと思っておりますので、先ほど佐々木大和委員からもありましたけれども、産業の育成とか復興の観点から、ぜひ商工労働観光部のほうでもリーダーシップをとっていただきたいということを要望して終わります。

○中平均委員 私は、先ほど御答弁の中でもありましたけれども、中小企業の被災と被災工場の再建の関係で、答弁の中で、仮事務所のほうが、あしたですか、1次補正が国で提案されるのが、それを受けてという話も今ございましたけれども、今回の県の補正の内容の中で、あしたの国の1次補正が出てきて、国の2次補正をやっていくと。例えば先行して県が、今回補正で各施策を出していますけれども、国の補正がついてくることによって、例えばより

事業主、地元の負担が減ってくる形につながっていくものなのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。というのは、先ほど佐々木大和委員からもあったとおり、皆さん全部流されて壊滅状態になって、さまざまな補助等があっても自己負担がどこまで耐えられるかどうかという現実があるわけですね。そういった中で、今回新規事業で補助事業を出してきていますけれども、その中で今出てくる国1次補正の内容等が成立した段階で、例えば先行してこの事業をやったとしても、後追いででも適用してもらって、さらに自己負担を少なくできるとか、そういう遡及した形でのやり方等のメニューを考えているものか。もしくは、この先の2次補正が出てきた中でも、いつも一緒のタイミングで出てくるわけではないでしょうから、そういうふうなところの今後県としてどう考えていくかというときに、遡及してもいいというふうなことを国に対してそういうふう求めていくものなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 今回提案いたしました中小企業の被災資産、修繕ということで、まず早急に修繕をするということで、事業再建の立ち上がりを促進することが一つございます。それから、国の1次補正で考えられている仮事務所、仮工場というものについては、いわば有利な方法で、できるだけお金をかけない方法で施設ができるということでございますので、一応考えといたしましては、国の1次補正につなげていけるようにというふうな思いを持っておりました。さらに国において2次補正等も考えられているようでございますので、国の有利な制度というものを要望してまいりたいと考えております。

○高橋副部長兼商工企画室長 沿岸部の中小企業者の方々、被害の程度、それから今後の見通し、それぞれ違うというふうに認識しておりますので、先ほど国の中小企業基盤整備機構が仮店舗といったような施策を打ち出しています。私どものほうでは、被害があったところを修繕して、また仮の立ち上がりを促すと、そういったことを考えているところでございますが、今後いろいろさまざまな再興に向けて取り組まれてくる、それぞれのニーズに応じた形のを県の施策あるいは国の施策、それぞれ効率的、効果的に組み合わせたいというふうな形で、今後国と十分協議をしながら、連携をしながらやっていきたいというふうに考えているものでございますので、現時点で具体的な形で国の制度にそのまま遡及適用といいますか、そういった形を当初から見込んでいないということではないのでございますが、その辺のところはうまくつながっていくような形のを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○中平均委員 先ほど来言っているように、スピード感というふうな話が出ていますけれども、正直加工のほうで、例えば6月からは県北のほうではウニ漁とか始まってきますよね。船がなくてとれないと、そこら辺だと採り用の方法等あるわけで、そういったときに、加工するところが被災して行けない。急いで、今ある制度でこうやっていこうとか、とりあえず

使ってやろうといったときに後から、例えばもっとこっちのほうがもっと有利な制度だったとか、実は今の段階で申請するのは自己負担があったけれども、2カ月待って申請すればもっと負担率が低くなっていたとかということが可能性としてはあり得るのかなと思うのですね。例えばそういうふうになったときに、災害の応急工事等であれば査定前でもやっているという形もありますし、そういうときに遡及なりなんなりということが見られないものかという点で質問させてもらったので、その点全部の制度が出そろって、有利な制度が出そろってからと言うと、ことし1年は終わってしまうわけです、簡単に言えば。そうすれば1年は全く浜が動かないまま、来年にいつてしまうと。そうなるのは、復興の前に復旧しても動かなくなってしまうことが十分考えられますので、その点の柔軟な対応をぜひやっていただきたいですし、あとは、今後さまざまなメニューが出てくる中で、実際どの制度を使ったらいいだろうというものもあると思うので、その点の整理をしながら、その事業をやる企業の皆さんに対して提示をしながら、このスピード感がある事業の選択であり、その補助のあり方でありということを詰めていっていただきたいと考えていますので、その点をお願いして終わります。

○斉藤信委員 それでは、最初に雇用問題についてお聞きをします。今被災地では住宅と雇用というのが最も切実で緊急な課題です。これはセットで提供されて、初めてその地域の再建に結びつくということで、商工労働観光部で私は雇用対策についてお聞きしたいのですが、ハローワークの失業休業届、これは報道なのですけれども、大船渡、釜石、宮古管内合わせて7,500人、失業休業届が出ていると。ほかの報道では、釜石だけで4,000人というもあるわけなのですけれどもね。これは雇用保険加入者だけですから、漁業関係はこれに入らないわけで、今の失業休業状態、雇用情勢をどういうふうにとつ把握しているのか。

そしてそのもとで、今度の補正では5,000人規模の緊急雇用事業が提案をされています。私は、これはそれなりに積極的な対策だったなど。その中身をまず最初に示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず雇用の実態についてでございますけれども、まだ労働局のほうの正式なデータが出ていないところではございますけれども、労働局等で行っております雇用の特別相談というのを各地で行っております。その状況から申し上げますと、これは3月14日から4月21日までの情報でございます。それによりますと、労働者が延べ1万1,510の方がハローワーク等に相談に見えております。そのうち約5割強でございますが、6,250人の方から求職の申し込みがあったということでございまして、そういった意味では雇用状況は非常に厳しいのではないかと認識を持っているところでございます。

それから、今回御審議していただいております雇用対策関係の事業の中身でございます。大きくは3点ございます。まず一つ目は、緊急雇用創出事業費補助ということで、これは市町村に補助をお出しいたしまして、市町村のほうで被災者等を雇っていただいて雇用を創出するというものでございまして、雇用予定数を3,500名想定しております。

それから、二つ目といたしまして、臨時職員緊急雇用事業費でございます。これは県が臨時職員を直接雇用いたしまして、雇用創出するというものでございまして、これは沿岸局を中心に今どれくらいの見込みの雇用ができるか、雇用見込みがあるかどうかを今照会中でございます。雇用予定数は450名を想定しております。

それから、三つ目が災害緊急雇用事業推進費ということで、これは県が民間の企業あるいはNPO等に委託して、被災者等を雇っていただいて事業をしていただくというものでございます。雇用予定数は1,050人でございます。三つの事業を合わせまして、総体として5,000人の雇用創出を今後見込んでいるものでございます。

○斉藤信委員 5,000人打ち出したというのは評価はしますが、しかし今の失業、休業の状況からいくと、この2倍、3倍の取り組みが求められているのだと思うんですね。それで、今の三つの事業でよくイメージがわからないのが民間、NPOへの委託なのだけでも、これはどんなものを想定しているのですか。そして、これは地元企業が育つものなのですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 これの事業想定につきましては、例えばNPOでありますと、実際今避難所等でいろいろなボランティア活動等をやっておりますものがございますけれども、そういったもので雇用になじむものについて、この事業を使うですとか、あるいは企業でありますと、今少しお話がある中身といたしますと、沿岸の三陸鉄道のほうで信号機器が壊れて、通常であればCTCとか自動でなるようなものの信号要員が必要だということで、そういった要員を雇うですとか、あるいは大きなものとしたしますと瓦れき撤去のいろんなお掃除とか、そういったもの等々が含まれるものと思います。今後各部署あるいは市町村等からいろんなニーズを聞きながら、事業化に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 既に市町村では、例えば釜石では1,000人、そして大船渡500人、最近では山田町でも730人ということで、恐らく国や県の施策を先取りして具体化していると思いますけれども、今の民間、NPOの関係で、避難所のボランティアになると、これは県が直接発注するのが適切なのかと思うし、瓦れきの撤去なんていうのは既に市町村が緊急事業でやっているのですよ。だから、私は民間やNPOへの委託というのが本当にスピーディで、地元の雇用に本当に結びつくという意味で、もう少し知恵を出してやらないとダブってい

くのかなと。ここをよく整理してやっていただきたい。

私がちょっと心配しているのは、全国からかなりボランティアの希望が強いのですね。これだけの大災害ですから何とか支援したいという、本当に強い要望を私たちも受けています。それを適切に受けなくてはならない。同時にボランティアに仕事を奪われてはだめなのです。地元でやれることは、地元で仕事にして、事業にして最大限地元の人たちが仕事を確保されるようにするという知恵もまた出さなくてはならないというふうに思っていますので、特に市町村が具体化するものは既に具体化されつつあるし、県の臨時職員の事業は、これは県が発注すればいいのですから、1,050人は一定の数なので、これが本当に効果的なのか、即戦力になるのか、よく見きわめて具体化していただきたい。

次に、中小企業対策なのですけれども、今回融資制度が幾つか打ち出されました。それなりに災害対応で前向きな融資制度だと思うのだけれども、その前に沿岸の中小企業の被害状況を示していただきたい。従業員も含めて。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 沿岸企業の被害状況ということでございますけれども、公式的なものはまだ発表されてございませんが、例えば民間の調査機関の調査結果を報道したのによりますと被災企業が1,857社、これに勤められている従業員数が1万8,000人余りというような報道があったところでございます。

○飛鳥川商工企画室企画課長 4月11日現在でございますが、県のほうで商工業関係の被害額について発表させていただいているところでございます。その中では工業が890億円、商業が445億円、観光業——宿泊施設でございますが——326億円ということで、あくまでも推計値でございますが、1,661億円の被害額になっております。

なお、その企業数等についてでございますが、被災している企業等が余りにも多いために、これは工業統計、商業統計のほうから、あくまでも推計値として積算させていただいたところでございます。

○斉藤信委員 今1,857社、従業員数1万8,000人と。そして被害額は工業、商業、観光を合わせて1,661億円と。水産の関係が3,400億円で、これもまた途方もないのですけれども、私は沿岸の中小企業で、これだけの被害というのも本当に大変な状況だなと。そこで、今回の融資、補助対策というのは、いままでから見ると前向きだけれども、やっぱり深刻な災害状況から見ると、まだまだ不十分でないのかと。

例えば中小企業被災資産修繕費補助、これは補助するというのですから融資ではないの

で大変いい制度なのですが、補助率が2分の1以内、限度額が100万円以内と。旅館業によっては1,000万円と、こういうことになっているのですね。それで、市町村が実施主体で、市町村が50%の2分の1、いわゆる4分の1負担なのです。被災市町村が4分の1負担するというのはかなり切ないことではないのか。ここをもっと見てやらないと、市町村が事業主体になるときは、4分の1の負担するということになる、私はかなり使われる補助制度だと思いますよ。融資ではないから、補助だから。だから、もっと市町村の負担を圧縮すべきではないのかと。高くても1割、できれば5%とかというふうにしないと、本当に被災を受けた自治体の負担能力を、制度としては超えるのではないかと。

同じなのですけども、これは市町村が被災工場に対する再建支援策、これは5,000万円以内で10分の1、企業が90%で、県が10%の3分の2、市町村が10%の3分の1と。これは補助額大きいですからね、10%の3分の1と言ってもね。だから、ここらあたりもね。通常なら県が3分の2、市町村が3分の1だけれども、今回の場合はやっぱり県が5分の4と、市町村が5分の1とか、こういうところまで見てやらないと非常時の制度としては、なかなか被災地自体がきついのではないかと。私はその点の改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 今般の予算に計上いたしました修繕費の補助についてでありますけれども、地域経済の復旧復興ということは、当然当該市町村においても求められる、要望することかと思えます。そういったことで、市町村とともに、市町村が補助するものに補助するというので、私どものほうも、そういう意味では初めてこうした制度を立ち上げたということですので、御理解をお願いします。

○保企業立地推進課総括課長 企業立地対策費のほうで計上をお願いしております被災工場再建支援事業費補助でございます。これは従来から、企業の立地に対して県と市町村がその立地に対して支援するというような考え方を発展させまして、今回の被災の企業に対して支援をしようということで、これまでは企業に対する補助金につきましては、県と市町村が半々で、2分の1ずつの負担ということでございましたが、今回、このような大変な状況だということを踏まえまして、県の負担率を上げまして、県が3分の2、市町村が3分の1ということで、その辺は一定の配慮をしたということでございます。

もし今後、どうしてもこういうことで問題があるということが起こってきた場合には、また再検討をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 やっぱり県庁の被災地から離れた発想だと思うのですよ。本当に被災地自体はそんな状況ではないですよ、今。全国から人が派遣されて、庁舎を建て直しをしながら

仮庁舎でやっているのですよ。職員も亡くしているのですよ。だから私は今までの2分の1を3分の1にしたとかいう話ではないと思うのですよ。4分の1の負担なんて、できっこないですよ、率直に言って。制度としては前向きな制度なのだけれども、やっぱり戦後最大の、そして本当に致命的なと言ってもいいぐらいの被害を受けて立ち直ろうとしている。そういうときには、抜本的に被災自治体の負担を軽減すべきですよ。これはぜひ、今走っているけれども、本当に見直しを考えていただきたい。これは部長にお聞きします。ぜひ、被災地の実情を踏まえて現実的な、そして今回の災害にふさわしい制度に、走りながら見直しを検討していただきたい。

○齋藤商工労働観光部長 県も被災者でございまして、県も決して豊かということではなくて、これもいろいろな事業を見直して、そしてスクラップして生み出した財源でございませう。したがって、これは制度として前代未聞、県としても直接、制度としてお出しするのは初めてで、手探りの部分はいっぱいございませう。ただ、これは基本的な考えは市町村と県が一緒になって企業を支援していくのだということで、つまり一緒に折半して頑張っていこうという意味での補助率でございませうので、これは私ども初めての制度ということとして、まずこれを運用してみたい。その中で、どうしても不都合な点、いろいろなものが出てきた場合は柔軟に対応してまいるといふことで、これで提案させていただきたいと考えております。

○斎藤信委員 私はさっきの本会議でも、災害弔慰金の話をしました。陸前高田市は4分の1負担だと23億円になるのですよ。ただ、それは特別交付税で全額措置されるということだから成り立つのですよ。私はそういうことだと思うのですよ。やっぱり今度の災害資金だって4分の1負担になったら、これ大変ですよ。後で交付税措置があるというのだったらあり得るけれども。私は制度の創設は評価するけれども、今度の災害の規模にふさわしいものに、こういういい制度を本当に、被災自治体が喜んでね、事業主体なのですから、なるように見直しも進めていただきたい。

それと、私は金融機関の役割がもう一つ決定的だと思います。国は公的資金を投入すると言っているわけですよ。そして、七十七銀行や仙台銀行はそれを受けると。いわば今の財務状況は良好なのだけれども、しかし今度の被災状況にかみ合って、思い切って支援するという姿勢でしょう、これ。私はこういう姿勢も大事だと思うのです。

それで、今の被災企業の一番切実な要望は何かと言うと、既往債務の凍結なのです。できれば免除してほしいと。そうしないと、これから新たに借金を抱えて再建するというのは、もう出てこない。ぜひこの既往債務の、5年なら5年の凍結というのは、これは国ということになるけれども、そういうことを何としても実現しないと再建のスタートラインに立てな

いのではないか。

皆さんが岩手県中小企業・雇用者等復興支援会議を4月25日に立ち上げた。私は、立ち上げたことは評価するけれども、中身については厳しい指摘がありましたね。新聞報道で見ましたけれども、被災地の実態に合っていないのではないかと。今は夢物語りのようなビジョンを出すよりも、困っている中小企業をどうやって助けるのかと、具体的な要望にどうこたえるのかと。これは関東自動車とか、千田精密とか、内陸で頑張っている、被災地でも頑張っている、こういう企業こそ言っているわけですよ。私は、今こそ被災した企業のそういう実態と要望にこたえて、そういう金融対策を国にも金融機関にも求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 国に対しては、過日手厚い金融対策、支援策ということを要望しておりますし、これからも実情に合わせた状況を見ながら、要望をしてみたいと思います。

○斉藤信委員 私は具体的に聞いたのですよ。結局、今被災企業はマイナスからのスタートなのです。例えば新しい工場を何億かかけてつくった途端に被災を受けたと。回収するどころか、マイナスの負債しか残っていない、こういう企業が結構あるのですよ。せめてゼロからのスタートにしてほしいというのが被災地の要望ですよ、せめてゼロからのスタートにしてほしいと。再建の意欲もあるのです、みんな。しかし、今まで投資したものが回収できずにそのまま残って、さらに新たな二重の債務を抱えるというところに見通しが持てないでいるわけですよ。だから、皆さんがこれを出したやつがストレートに受け取れないのはそこなのです。ゼロからのスタートだったら、大いに頑張ろうではないかと。これは一つは国に対してもちゃんとそういうことを求めていただきたい、最後のね、私は最低限、凍結ですよ。5年なら5年凍結して、そこで再建のめどを立てていくと。そういうことを国に求めるし、岩手県の金融機関にもこういう時期に思い切って必要な融資やるのだと。これはニュース番組でしたが、確か気仙沼信金ですか。気仙沼信金は気仙管内でも4支店のうち3支店やられたのですよ。それでも、そういう負債を抱えたところに何とか融資しようというような特集番組がありましたね。信金ですから、私は財政基盤が決して強くはないと思いますよ。しかし、それでも地場産業がいけなかったら地元の金融機関だって生き延びれないと。

私はそういう意味でいけば、まずこれは国に対して既往債務の凍結というのは、岩手県としても求めるべきではないのか。その上で、地元金融機関にも特段の金融支援ができるようお願いすべきではないかと思いますが、具体的に答弁していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 個々の事業者の被災の状況なり、あるいはお話しのありまし

た債務の状況というのは、まさに個別の問題でございますので、そういうものに具体的に対応していくためにも商工団体などでの丁寧な対応というのが必要かと思っております。そういったことでも相談機能というのは十分に発揮されるようにということで考えておりますし、あるいはエキスパートバンクというように専門家を派遣して、そういったものを支援していくということがまず必要なのかなというふうに思っております。

それから、国に対する金融のそういった支援ということについては、いずれ先ほど申し上げましたとおり、その実情を踏まえまして要望をしまいたいと思います。

○齊藤信委員　いずれ水産業、そして地場産業の振興、復興というのは、私は産業振興で言えば2大柱だと。これはもう本当に今までにない手立て。ですから、例えばさっき水産業の問題で、佐々木一榮委員からもお話しがありました、宮城県は国営でと。岩手県は国家プロジェクトでと。私は、実態的には同じことを求めているのだと思います、手法はいろいろあってもね。今の水産業は、そういう超法規的な対策をとらなかつたら再建できないと思いますよ。船も、施設も、港の水産加工施設もやられたのですから、一体で国が支援して、そこで漁業者が一緒になって取り組むという、こういう仕組みをつくらなければだめだ。

もう一つ、地元中小企業も同じなのだと思うのですよ、1,661億円も被害を受けているときに、今までよりもちょっと芽出しをしたような補助や融資では立ち上げられない。私はそういう意味で、凍結という問題を提起する。これは国会でも議論になっていますからね。そういうことも検討するということまで大臣も答えていますからね、やるとはまだ言っていないけれども。ぜひそういう超法規的な手立て、対策というのを知恵を出して強く求めていただきたい。最後に部長に聞いて終わります。

○齋藤商工労働観光部長　繰り返しになりますけれども、県でも例えば県単融資の償還につきましては3カ年の延長をしております。非常にこういう大変な事態、前代未聞の状況に陥っていることは我々も十分承知しておりますし、それから、既存の枠組みで対応できないというのは、我々も十分限界がわかっておるつもりです。ですので、要望活動も当然行いますし、これは何より現場の声が大事だと思っております。我々も被災以来、現場を一生懸命に歩いて、何が一番いいのかということを生懸命に追い求めておりますし、また災害復旧の状況によりましても、現場の声が刻一刻変わっているのも実感しております。ですので、できるだけそれを先取りする格好で進めてまいりたいと思っておりますし、今の委員の御提案のものというのはまさに国家的な課題として取り組まなければならない。ただ、これは一方の借り手であるほうは都合がいいわけでございますが、貸し手にとっては大変厳しい状況になって、金融自体が回らなくなってしまっているという、これはまた別の非常に厳しい部分も心配しなければならないわけでございますので、バランスのとれた解決策を国のほうに

求めていきたいし、我々は現場の声を強く上げていきたい、そういうふうを考えて対応してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 もう一つだけ。水産業も中小企業も、先ほどは超法規的なのというか、今までと全く違った支援策が必要だということを強調しました。最後にね、国の1次補正があした国会に提案されるわけですけれども、この予算を見るとかなり先取りして組まれているものもあるのではないかと。しかし、ここに組まれていない、今わかる範囲で国の1次補正で示されている雇用対策や中小企業対策で今回盛り込めていないものはどういうものなのか、わかる範囲で教えてください。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 雇用対策について申し上げますと、1次補正では基金の積み増しが全国枠で500億円と言われておりまして、その中で今般は厚生労働省等に情報収集した結果、御提案申し上げている程度であれば差し支えないというふうはお話もあったことから計上したものでございます。これ以上来るものであれば随時対応してまいりたいと考えてございます。

○松川経営支援課総括課長 先ほどちょっと話題になりましたが、中小企業者の施設の復旧整備の支援に関する事業は盛り込まれております。

○高橋但馬委員 中小企業災害復旧資金貸付金というのがありますけれども、商工労働観光部のほうから、内陸部も含めていろいろな融資策を出していただいているのは非常にありがたいと考えております。ただ、融資の部分というのはお金を確かにお借りして、今運用するわけですけれども、最終的にはそのお金は返していかなければいけない部分が必ず生じてきます。そういう状況で、まず盛岡で言えば、繫温泉は今1万件の宿泊のキャンセルです。岩手県内内陸部の宿泊施設は24万人の宿泊のキャンセルが出ているという状況なのです。確かに現時点で運用するための資金をお借りして、ホテル、旅館というのは、要するに門扉を開いている状況なのですけれども、宿泊客がいない状況で、果たしてこの先どうしていったらいいのかというのが本当に喫緊の問題であると思うのですけれども、商工労働観光部として、資金的な借り入れとか、そういう融資の部分のほかに観光客を盛岡もしくは内陸部に連れてくるためにどういう施策を考えているのか、そういうのをちょっと教えてくださいたいと思います。

○戸館観光課総括課長 今御指摘のようなキャンセルが非常に多数に上って非常に厳しい状況にあるということは認識いたしております。

今後についてであります、特に期待をしておりますのは6月に見込まれております平泉

の世界遺産登録ということでありまして、これを大きな契機として、首都圏を中心に情報を発信していきたいと、こういうふうを考えているところでもありますけれども、まず近いところから行きますと、4月29日には新幹線が全線運転再開ということになりますし、ゴールデンウィークを挟んで平泉の世界遺産登録まで少しずつ自粛モードというのも解消に向かっていくのではないかとこのように期待しておりますし、我々としてはこの自粛モードがなるべく早い段階で解消されていくように手を打っていきたくて思っております。

先日4月20日にスタートいたしました、つなげるつながる真心運動というものをスタートさせました。これは岩手県に旅行に来て、宿泊施設に宿泊した場合に、その宿泊料の一部を義援金として被災地のほうに送ると。要は、これは義援金を送ることそのものに主眼があるのではなくて、旅行に行くことが何かためられるような、そういった心情的なものを解消していきたいということで、こういった運動を開始いたしております。こういった動きをもっともっと拡大をして、岩手に旅行に来ていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 私もホテル、旅館のほうの実情を話で聞いているのですけれども、実際に正社員のほうは何とか来ていただいているのですけれども、地元のパート社員は休んでいただいている。正規の社員が遅くまで残って皿洗いをしている状況、そういう状況の話を聞いたりします。観光面に関して、ホテル、旅館というのは今非常に強い打撃を受けています、自粛することは大切だと思いますけれども、今後、これは部署が違うのですけれども、全国生涯学習ネットワークフォーラムの岩手大会が取りやめられたと。その部分で浮いた費用と人手を復旧事業に回すということは、確かに沿岸部の被災地に復旧支援というのは最重要だと考えているのですけれども、それと並行してやっぱり内陸部に人を呼んでくる。内陸部が活性化しないと、沿岸部までその元気をよくしないといけない、そういう部分を非常に強く感じます。ですので、商工労働観光部のほうで、部局横断的にいろいろな部署と連携をとって、県内はもちろんですけれども県外、そこの部分もどうぞ協調をとっていただいて、何とか人を盛岡、そして岩手県に呼んでいただくように尽力をいただければと思います。よろしくお願いします。

○佐々木大和委員 先ほどいろいろフォローしてもらって、中平委員からも出たのであれですけれども、もう一度話させたいのですが、水産加工の場合に、例えばワカメだったらワカメの加工しているところを見ると、会社で経営しているところもありますし、事業協同組合がやっているところもあります、これは経済産業省かな。そして、漁協がやはり加工をやっているところもあります、これはまた農林水産省。先ほど申し上げました県の場合に、農林水産部と商工労働観光部が連携をとってもらいたいという意味は、この縦割りはずっと引っ張ってきました、最近はですね。同じ業種をやっている、許認可から何

から縦割りでやっていますので、現場のほうは、もう真っさらなのです。白地の上に新しい事業をつくることと同じになりますので、戦後のスタートと同じような状態で、法律が出る前、役所ができる前のスタンスに戻りつつある。

そういうところを考えれば、国の縦割りはそのとおりでしょうけれども、県の段階でそこを調整して、先ほど指摘された工場の場合も、農林水産省と経済産業省の補助では違うことがザラにありますので、そういうところを間に立って、きちり、早くいい事業に組み立ててやるというのは県の立場でなければできないので、そういう意味で、改めて重ねてそこをお願いしたいと思います。

○高橋博之委員長 要望でいいですか。

(佐々木大和委員「いいです」と呼ぶ)

○郷右近浩委員 私から1点確認させていただきたくて手を挙げました。といたしますのは、先ほど斉藤信委員のほうからも評価するというようなお話しがあった部分でもありますが、中小企業被災資産修繕費補助、そしてさらには被災工場再建支援事業費補助、この部分の事業につきましては、私も本当に評価をするものであります。ただ、実はその項目の中に、説明書きの中にですけれども、沿岸地域においてといったような、そうした冠がついている部分においてなのですが、もちろん今回の災害につきましては沿岸の被害というのは本当に甚大なもので、この作業を何とかしていかなければならない、地域を何とかしなければならぬという思いは私自身も共有するものでありますけれども、同じくして、岩手県下全域が激甚指定を受けるといったような、そうした中にある、まさにそれは内陸においても3月11日の本震、そしてまたさらにはその後続く余震、特にも4月7日の余震については内陸もかなりのダメージを負ってきているといったような部分がございます。

先ほど高橋但馬委員のほうからもお話しありました旅館業につきましても、今お客さんが入らないということのほかにも、もちろん施設としてもかなりダメージを受けた施設もあるやに聞いております。ただ内陸の場合には何とか周り大丈夫なものですから、何とか自分たちで直しながら、そしてまた再開してというような形で進めているところもある中にありまして、今回の両補助ですけれども、これは沿岸というような形にしたという部分につきましては、その適用が何とかならないものかどうなのかということをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○保企業立地推進課総括課長 沿岸のみならず、内陸におきましても被害があるということはそのとおりでございまして、内陸の企業の中でも、中には誘致企業の大きなところにな

りますと億単位の被害が出ているという状況等もございます。確かにこういったところにも手を差し伸べたいということもございますけれども、余りにも沿岸のエリアの工場の倒壊の仕方、全く操業ができない、操業のめどが立たない。内陸の場合は何カ月かたてば何とかということもありますけれども、そういった意味で、今回は特に内陸のほうには申しわけないですが、我慢をいただきまして、何とか早く沿岸の雇用を守りたいというのが今回の趣旨でございますので、御了承をいただきたいと思っております。

○松川経営支援課総括課長 今回の修繕の補助も、沿岸地域ということに限定したわけでございますけれども、その他県単融資を創設したり、中小企業向けの融資を創設したり、あるいは内陸部でも二次的な被害を受けたところでの融資の枠を拡大するというようなことをしておりますので、それらを活用していただきながら、内陸部の復興も取り組んでいただければなというふうに考えております。

○郷右近浩委員 先ほど高橋但馬委員のほうからもお話しありましたとおり、内陸は内陸でこの間の風評被害、そしてさまざまこの震災に関連して、どうしてもお客さんが回ってないような状況で、経済の停滞が続いてきているこの中にあって、融資オンリーというのは本当に厳しいものがあるというふうに感じております。そうした中で、先ほどこれからの明るい材料というか、将来に向けての部分で、平泉の世界遺産というお話しありましたが、まさに平泉の世界遺産のすぐ隣の奥州市の前沢区におきましても、かなりの被害が出ております。そうした家屋の倒壊したところを見せて世界遺産を見せるのか。それとも本当に災害現場を見せるのか、そうしたような現状。そうしたものをかんがみますと、何としても内陸も内陸できちんとやっていかなければいけないというふうに私自身は感じております。

そうした中で、もちろん沿岸についてはどんな手を尽くしても尽くし足りない、県全体で、みんなで力を合わせて立ち向かっていかなければいけない、そうした認識ではございますけれども、内陸の部分でもきちんと今回の災害、何とか早く岩手県を元気づかせるそうした原動力にするためにも、ぜひともその部分につきましても考えていただきたいと。先ほどどうしてもばちっと切られたような形の答弁でございましたので、何とかその部分御考慮いただきまして、先ほど斉藤信委員のほうからも見直しをぜひとも進めていただくと、また当局のほうからもまずはやってみてというような部分もありましたので、ぜひとも早急にそうしたものも考慮に入れていただくように要望いたしまして終わりたいと思っております。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号職業能力開発校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、議案第7号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、議案第21号職業能力開発校条例の一部を改正する条例、議案第22号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例であります。以上4件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○猪久保労働課長 それでは最初に、議案第6号職業能力開発校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて及び議案第7号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを御説明申し上げます。議案(その3)の5ページをお開き願います。議案は5ページから8ページにわたってございます。これにつきましては、便宜お手元に配付してございます資料1及び2により御説明いたします。

提案の趣旨でございますが、職業能力開発校入校者、または産業技術短期大学校入学者は、入校または入学許可日から15日以内に入校料または入学料を納付することとなっておりますが、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者の入校料または入学料を免除するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきそれぞれの条例を平成23年3月31日に専決処分したことから、その承認を求めるものであります。

条例の内容でございますが、甚大な被害を受けたと認められる者の入校料または入学料を免除することができることを規定した附則を追加したものであります。施行期日ですが、平成 23 年 4 月 1 日から施行していくものでございます。

次に、議案第 21 号職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第 22 号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。同じ議案書でございますが、38 ページ及び 39 ページをお開き願います。これにつきましても、便宜お手元に配付しております資料 3 及び 4 により御説明いたします。

改正の趣旨であります。平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けた者が納付すべき入校検定料または入学検定料、及び寄宿舎料の免除について定めようとするものであります。

条例の内容であります。甚大な被害を受けたと認められる者の入校検定料または入学検定料、及び寄宿舎料の免除について附則に規定しようとするものであります。施行期日ですが、これらの条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 今年度の入学者はどれぐらいが対象になるのか、見込みでもわかれば。

○猪久保労働課長 見込みでございますが、短大それから開発校、合計で今のところ 14 名と推計してございます。入校料、授業料、それから寄宿舎料を含めまして、免除はおおよそ 500 万円、14 名程度と見ております。

(斉藤信委員「了解しました」と呼ぶ)

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。初めに、議案第6号及び議案第7号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号及び議案第22号を一括して採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

本会議の会議時間の延長宣告をするために本会議を4時45分に再開するそうですので、この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 この際、教育長から東日本大震災津波に対する教育委員会の取り組みについて発言を求められておりますので、これを許します。

○菅野教育長 恐縮でございます、お時間をちょうだいいたしまして、お手元に東日本大震

災津波に対する教育委員会の取り組みについてという資料をお配りしてございます。これに基づき御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、1の主な被害状況のうち、人的被害につきましては4月22日現在で、市町村立の小中学校と県立学校の児童生徒を合わせて49名がお亡くなりになっていらっしゃいますし、また51名が安否不明でございます。教職員につきましては3名がお亡くなりになり、また3名が安否不明となっております。

物的被害につきましては、調査の途上ではございますが、県立学校で11億円余の被害、市町村立の小中学校、幼稚園、給食センター等におきましては67億円余の被害となっております。ただ、これはあくまでも現状でございますが、今後調査が進むにつれまして被害額は拡大するものと考えております。なお、県立施設におきましては高田高校、宮古工業高校及び高田松原野外活動センターが津波により特に大きな被害を受けております。

次に、発災からこれまでの教育委員会の取り組み状況についてであります。1ページの下段から5ページまで記載してございます。

平成22年度中に専決処分をさせていただきました補正予算にかかる部分は二重線の下線で、本臨時会に御提案申し上げております平成23年度補正予算案にかかる部分につきましては一本線の下線を引いてございます。補正予算案等の概要につきましては、この後別途御説明をさせていただきますので、ここにおきましては補正予算対応以外の取り組みについて御説明をさせていただきたいと存じます。

教育委員会におきましては、発災当初交通網や情報通信網が遮断された中、児童生徒、教職員の安否確認を最優先に取り組んでまいりました。その後、これまでに行ってきたものについて御説明をさせていただきます。

まず、資料2-1の避難所となっております学校への支援についてであります。5月2日に始業式を行う予定の高田高校を除き、本日までにすべての小中学校及び県立学校で学校が再開できております。小学校31校、中学校12校、高校5校及び教育施設1カ所が現在も避難所となっております。5,863人の被災者がこれら避難所で生活をしていらっしゃる、という状況でございます。

発災後からこれまで、県教育委員会事務局、県立学校、市町村教育委員会から、教職員延べ370人余が避難所となっております学校の支援を行っているところでございます。次に、2ページの2の学校再開等に向けた取り組みについてであります。3月15日に教育委員

会事務局内に関係室課で構成いたします小中学校及び県立学校、二つの学校再開プロジェクトチームを立ち上げ、さまざまな課題の解決に取り組んでまいりました。

(2)の小中学校等への支援につきましては、これまでに教育行政機能の低下が著しい市町村教育委員会への人的支援や県立施設の仮校舎としての提供、学校再開に向けたガイドラインの作成、提示などを行っておりますが、同時に児童生徒のこころのケアが大きな課題でございます。教員等を対象としたこころのサポート研修会を県内15会場で開催したところでございます。引き続き研修会の開催、臨床心理士によるカウンセリング等を強化していくこととしておりまして、子供たちのこころのケアに努めてまいりたいと考えております。

(3)の県立高校・特別支援学校の再開に向けては、入試日程の変更や被災した生徒の転学への柔軟な対応、さらには被害の大きい高校の代替校舎の確保、通学手段の確保に向けた交通事業者等との調整等を行っているところでございます。

5の国への要望につきましては、(1)から(5)までに記載したとおりであります。今後とも市町村教育委員会とともに十分に連携を図りながら、国に対して必要な支援を強力に求めてまいりたいと考えております。

最後に6ページでございますが、今後の課題といたしまして、被災して使用不能となった学校、避難所や仮設住宅として使用されているために一部の教室、体育館、校庭等が使用できず、授業や部活動等が制約されている学校が数多くございます。早期に教育環境の整備、充実を図っていく必要があるほか社会教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術等の分野におきましても、きめ細やかな施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

それぞれの学校の教職員、また市町村教育委員会の職員はみずからも被災者でございます。ただ一方で、そういう厳しい環境にありながらも子供たちを早期に学校に迎え入れるということで懸命の努力を行ってきたところでございます。今後子供たちが学校に戻ってきておりますので、それぞれ子供たち一人一人、また学校それぞれの状況によりまして、いろんな課題が出てまいると存じております。学校は再開できましたが、今後学校機能の回復、正常化、そして教育の振興、長期にわたる継続した取り組みが必要だろうと思っております。

各委員の御支援をお願い申し上げまして、御報告にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成22年度岩手県一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて中、第1

条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費中、第5項災害救助費中、教育委員会関係、第11款災害復旧費中、第3項教育施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第11款災害復旧費中、第3項教育施設災害復旧費及び、議案第2号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて、第1条第1表歳入歳出予算補正中、第10款教育費、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 専決処分を行いました平成22年度一般会計補正予算のうち、教育委員会所管分に御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第1号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございますけれども、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、当委員会関係の補正額は3款民生費、5項災害救助費の94億7,674万円のうち、教育委員会所管分の3億888万円と、11款災害復旧費のうち3項教育施設災害復旧費の1億円を合わせました4億888万円を増額したものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第2号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございますけれども、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費、1項教育総務費3億円を増額したものでございます。

これらの内容につきましては、別冊の予算に関する説明書、平成22年度と記載しておりますけれども、それらの資料により御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書、平成22年度の7ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、3款民生費、5項災害救助費、1目救助費94億7,674万円の補正のうち、当委員会所管分は、恐縮ですが、1枚もののタイトルが長いのですけれども、議案第1号中第1条第1項第2表中歳出第3款第5項第1目救助費の内訳という1枚ものの資料がございます。この資料をごらんいただきたいと思ひます。この表の中で、当委員会所管分は学用品の給与、3億888万円でございます、これはこのたびの災害により喪失した教材や文具等を給与するために要する経費として措置したものでございます。

資料、戻っていただきまして、予算に関する説明書の9ページをごらんいただきたいと思ひます。11款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費の学校施設災害復旧事業費でございますけれども、これは生徒等の安全や学習環境を確保するため、被

災した県立学校の危険箇所や授業等に支障となる箇所につきまして、早急に復旧工事等を行うこととしたものでございます。

続いて、少し飛んでいただきまして、33 ページをお開き願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の学校再建関連事業費でございますけれども、これは津波により流失等をいたしました机、いすの購入、事務機器の借り上げ、それから校内清掃など早期に被災した県立学校の教育環境の改善を図ることとしたものでございます。なお、救助費を除きます事業につきましては、平成 23 年度に繰り越して執行することとしたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 教育の現場におきましてさまざまな問題というか、この災害におきまして、いろいろやっていたということは、この間いろいろなものを見せていただいておりますが、その中で、先日も報道でもありました被災地でスクールバスを走らせるというそうした部分についてなのですけれども、その辺について若干教えていただきたいと思えます。高等学校通学支援バス運行費という、そうしたことでの事項が……

(「それ 23 年度」と呼ぶ者あり)

○郷右近浩委員 ごめんなさい、間違いました。済みませんでした。

○斉藤信委員 議案第 1 号の学用品の給与、3 億 888 万円なのですが、学用品の種類、範囲。例えば、全国からランドセルなんか支援物資でも届いているのだけれども、災害救助法でどこまでこれ支給されるものなのか、それを示していただきたい。そして、これはもう専決処分で、被災した児童の分は基本的に大体この 3 億円で間に合ったものなのかどうか。

○泉予算財務課長 この救助費にかかる学用品でございますが、3 月中に学用品等の給付を行えるものとしたしまして、3 億円余ということで積算いたしました。実際的にはこれは現物給付による学用品等もございまして、今市町村のほうで学用品をそろえながら小中学校に関しては学用品の給付の準備を行っているところでありますし、高等学校におきましても救助費の範囲内で行えるものについての学用品は、学校が始まった段階で現物で給与することにしてございます。

(斉藤信委員「種類」と呼ぶ)

○泉予算財務課長 種類は、今のところは、学用品に関してはノート、消しゴム、それから替え芯だとかラインマーカー、ボールペンといった文房具用品一般でございます。あとは、通学のくつだとか、そういったものも認められるということでございまして、あくまで現物で支給したものに限り給付費の対象になるということでございます。

○斉藤信委員 例えば一番切実なのは教材ですよね。教科書、ノート。それはまたこの学用品とはまた別枠で、これは義務教育ですから別枠であると。それは今年度予算になるのですか、もっと正確にないのですか。学用品で支給されるものは、こういうものはみんな困るわけで、家を流失してすべてなくなってしまうと、何が支給されるのか、何を準備しなくてはならないのか。今の説明だと多分ランドセルなんて入らない。そういう入らないものと入るものとをわかりやすく言ってください。

○泉予算財務課長 学用品につきましては、各市町村の教育委員会が主に文具を選定いたしまして、災害救助法の範囲内——これは一律一人 4,100 円の範囲内で市町村が現物を購入して給与するというようになっておりますので、その市町村の必要に応じて、ノートなり鉛筆なりを選んで購入した分を救助費で負担するというふうになっております。

○斉藤信委員 そうすると、1人 4,100 円の範囲内で学用品、これは金額の上限ですよ。そうすると中身はこだわらないということなのですか。ちゃんと品目が決まっているのではないですか、こういうものについて 4,100 円以内ということではないのですか。そういうのは、生徒、父母に徹底しているのかと。

○高橋学校企画課長 災害救助法により給与される学用品というのは 3 種類ございまして、教科書及び教科書以外の教材という部分が一つ、あと文房具、あと通学用品、この 3 種類というふうになってございます。小学生については、先ほどお話ししましたように 4,100 円という形になります。教科書及び教科書以外の教材については実費ですので、4,100 円以外に実費で支給されます。あとは文房具と通学用品については、この 4,100 円の中に入ることございまして、具体的には、例示されているものとしましては、文房具については、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、筆、画用紙、下敷、定規、ピアニカなど、そういうふうなたぐいのものというふうに取り扱い要領では示されていますし、あとは通学用品といたしましては運動ぐつ、体育着、かさ、かばん、長ぐつなどのたぐいというふうに示されているものであります。なので、ランドセルについては金額も金額ですので、この中には入っていないというふうに考えています。

(斉藤信委員「わかりました」と呼ぶ)

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号及び議案第2号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第2号)中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費中、第5項災害救助費中、教育委員会関係第10款教育費及び第11款災害復旧費中、第3項教育施設災害復旧費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 教育委員会関係の平成23年度一般会計補正予算関係について御説明申し上げます。冊子が変わりました、議案(その2)の3ページと4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第2号)についてでございますけれども、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は3款民生費、5項災害救助費のうち、当委員会所管分が1億419万9,000円。10款教育費、1項教育総務費及び4項高等学校費の8億5,174万5,000円。11款災害復旧費のうち、3項教育施設災害復旧費の5億9,653万3,000円を合わせました15億5,247万7,000円を増額しようとするもの

でございます。その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の15ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、5項災害救助費、1目救助費のうち、当委員会所管分についてでございますけれども、これにつきましても先ほどと同じように1枚ものの資料がございます。議案第3号中ということで、救助費の内訳という1枚ものの資料でございます。それをごらんいただきたいと思っております。その裏側、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

当委員会所管分は、学用品の給与1億419万9,000円でございます。先ほどと同様に、災害により流失した教材でございますとか、文具等を給与するために要する経費を計上しようとするものであります。ここでつけ加えて、先ほど御説明申し上げるべきだったかもしれないけれども、先ほどの災害救助費につきましては被災者の状況がまだ確定していない段階で専決処分により専決させていただきました。それについては執行をしませんでしたので、不要額として処理させていただきました。この救助費については繰り越しができないという国の考えがございまして、改めまして本年度の予算で計上させていただくこととございます。それを精査した結果、1億419万円ということとあります。

次に、予算に関する説明書の25ページをごらんいただきたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の学校再建関連費でございますけれども、これは被災により生活基盤を失った高校生などに対しまして、教科書や運動着等を無償貸与し、また災害共済保護者掛金を県が負担することによって、被災した生徒の学習環境を維持、確保しようとするものでございます。4目教育指導費の児童生徒健全育成推進費でございますけれども、これは災害によって心にダメージを受けた多くの児童生徒をサポートするため、スクールカウンセラーの派遣等をしようとするものでございまして、いわて教育情報ネットワーク運営費は、被災した県立高田高等学校と宮古工業高等学校の仮校舎に同ネットワークを再整備しようとするものでございます。

次ページにまいりまして、4項高等学校費、1目高等学校総務費の高等学校通学支援バス運行費でございますけれども、これは災害によって公共交通機関が不通となっております。気仙地域の高校生の通学手段を確保するため、通学バスを運行させようとするものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。11款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費の学校施設災害復旧事業費でございますけれども、これは生徒等の安全や学習環境を確保するため、被災した県立学校の危険箇所や授業等に支障となる箇所につきまして、早急に復旧工事を行おうとするものでございます。

2目社会教育施設災害復旧費の生涯学習推進センター災害復旧事業費でございますけれども、これは地震により本センター内の駐車場やのり面に生じた亀裂等が余震や降雨によりまして被害が拡大などしないように、その復旧工事を行おうとするものでございます。

以上で補正予算関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○中平均委員 4点質問させていただきます。

最初に事務局費で聞きますが、学校再建関連費6億1,200万円について、この中身といいますか、教科書、運動着、実習服、災害共済掛金などがありますけれども、これの金額が幾らくらいになって、そして何人分が対象になってこの金額になっているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○泉予算財務課長 二つ目の学校施設再建関連費でございますが、需用費でございます。これは主に被災した生徒の御両親等もございましてけれども、緊急に現金等が用意できないということで、その必要となる、学校を始めるに必要な教科書、教材費、模擬試験、それから運動着、実習服、そういった学校生活に必要なものということでそれぞれ、いろいろな学校のそういった教材費、教科書代等を平均いたしました結果、1人当たり10万円ほどかかるということで、被災した沿岸地区の学校、久慈から陸前高田までの間の生徒が8,800人という中で、約6,000人が被災を受けたのではないかとということで、6,000人を見込んで措置したものでございます。

また、19節の負担金でございますが、これは学校生活を始めるに当たって、生徒が通学途上とか学業生活の中でけがをしたといったときに、けがとか病気とかの補償がおりるといような共済保険制度がございますので、その掛け金を今回県のほうで負担しようということで、6億1,200万円を措置したものでございます。

○中平均委員 6,000人というカウントの中でやられたということでもあります。これまず今回、きょう議会通っていけば早速執行されていくということだと思うのですが、これから実際やっていく中で、6,000人以上の方がいた場合の対応をどうしていくかという点と、あと実際その学校によって、普通科の学校であれば、例えば今の金額で終わるのかもしれませんが、実業系の学校であるといろいろな教材費がさらにかかってくる、これも恐らく被

災していれば流されてしまっているだろうということも出てきて、またかかってくるのが10万円という中におさまらないところも出てくる、今後ですね。当面はこれでというのがあったとしても、そういった点で、これからもっとふえてくるかもしれない一人一人を見ていくとですね。そういった際に、例えば今後2次の補正であるとか、そういった点での対応を考えていく必要があると思うのですけれども、その点をどう考えているのか教えてください。

○泉予算財務課長 この6,000人につきましては、被災している方が、今まだ学校が始まったばかりであることと、まだ始まっていない学校もあるということで、被災している方がまだ確定しておりません。給与する対象の方々、生徒の数が確定しておりませんので、委員のおっしゃるとおり、これで足りるかどうか我々もはっきりわかりませんが、今おっしゃったように授業に必要なもので、どうしても足りないというものがあって、この予算の範囲内におさまらない場合は6月補正なり、9月補正なりでそれは措置していきたいというふう考えております。

○中平均委員 実態はこれから出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、高等学校通学バス運行費の関係で、これは気仙地区の高田高校が、学校が使えなくなったので大船渡のほうでしたか、そちらのほうに行くバスということで、これは当然やっていくべきで、5月に入ってから始業式、入学式に間に合うようにという趣旨で理解するのですが、ちょっと私自身、たまたま若干聞いて、実態をどう把握しているかから始まると思うのですが、気仙沼のほうの高校に高田から通っている生徒も何人か、そんなに数は多くないけれどもいらっしゃる。ただ、御存じのとおりJRは当然まだ通っていないですね。そういった中で、その実態をどういうふうこれから把握して行って、例えばそちらのほうの生徒さんの足といいますか、そういうふうな実態がもしあった場合、今後どういうふうな対応をしていく予定なのか。高田の市内にいてというのは今回の通学バスの制度で、あとは三陸沿岸部のところを見ても、三鉄で代替バスを出して、ある程度八戸線のほうもJRのほうで時間を1本早いものをつくって、高校生等に対応しているという中で、そちらのほうのところをどういうふう調査しながらやっていく予定があるかお聞きたいと思ひます。

○上田高校改革課長 まず、気仙地区から気仙沼——これは宮城県ですが——気仙沼市の高校に通う生徒、そういった状況を把握しているかということでございますが、気仙地区の中学校でございます。気仙沼市の高校に進学した生徒でございますが、平成21年度が6人、平成22年度が6人でございます。本年度の新入生については、未調査でございますのでまだ把握してはございません。現在この子たちは恐らく高校の2年、3年ということになるう

かと思いますが、この12人のうち公立高校への進学者が1名、あとは私立高校への進学者が11名ということでございます。現在の在籍状況、これは入学時点での数字でございます。現在の在籍状況、それから通学の状況については本県では把握をしていないというところでございます。

それから御指摘がございましたとおり、JRの大船渡線は残念ですが、地震、津波の被害を受けまして不通の状態になっております。当然そういったところでは代替のバスなり、そういった交通機関を確保していただいて、JRがそういったところでの運行なりをしていただくというふうにしていただくのがよろしいというふうには思っております。特に高校生の通学手段、これに頼っていたという、そういった高校生もございますので、そういった手段を確保する。このような観点から、政策地域部の中に交通の担当がございまして、連携させていただきながら鉄道事業者、この場合はJR、それから三陸鉄道でございますけれども、不通区間に関して代替の交通手段の確保につきまして要望してきたところでございます。

ただ残念ですけれども、現在国道45号の気仙大橋が崩落いたしまして、迂回路はございますけれども、大型バスなりのそういった大きな車両の通行はできないという状況にございます。三陸国道事務所では仮橋の架橋、新聞報道等でございますと本年9月末までにはという、そういったことで進められていると聞いておりますが、できるだけ早く仮橋ができ上がるのを期待しておりますし、でき上がり次第、JRのほうでは代替の恐らくバスになろうかと思っておりますけれども、運行していただきたいというふうに期待しているところでございます。また先ほど他部との連携のもとで取り組んでいたという話を申し上げましたけれども、そういった節目等がございまして、今後とも連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中平均委員 実態はわかりました。ただ、架けかえの橋ができて、JRが代替を出していくのはもう少し時間がかかるというのもわかりますし、通っている生徒たち、実際に今、もしかしたら気仙沼のほうにアパートを借りて通っているのかというのを調べた上で、こういう状況で学校に通えないというふうなことになるような形での対応をしていかないと、災害があつて高校に通えなくなってしまうと。県内であれば何とかかんとか努力されて皆さんやられているのを私も聞いておりますし、そういった点を含めながら、県外のほうに通っている子供さんたちの分のフォローアップといえますか、そういった点を含めて、ここで結論的なものは今すぐ出せる、出せない、どういう実態があるかというの把握していかなければならないと思っておりますので、それを把握しながら、その実態に即した形でのこういう支援のあり方といえますか、そういうものを考えていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

次に、先ほどの質疑の中で、教育長の御答弁や本会議の質疑の中で、今回の震災のために進学先を、大学等々、残念ながらと言われた数字のほうは教えていただきましたが、中学校から高校、高校の中で、被災地から内陸の高校であったり、被災地間でも通える近い高校に移られた生徒さんたちいるかと思うのですが、そこら辺の数はどういうふうに把握されているか教えてもらいたいと思います。

○高橋高校教育課長 転入学につきましては、高校生の場合、現在 93 名の転学者がおります。そのうち県内から県内に転学する高校生は 44 名でございます。44 名の内訳でございますけれども、沿岸地区の学校から盛岡地区へ転入した生徒は 28 名です。盛岡以外の沿線地区へ 5 名、その他の地域へ 3 名、沿岸地区から沿岸地区へ 6 名でございます。それから、盛岡地区から沿岸地区へ 2 名となっております。この盛岡地区から沿岸というのは、いったん合格して決まったのですけれども、その後被災して、もう一度自分の生まれた沿岸地区へ帰るといふ生徒が 2 名おります。

それから、次に県内から県外へ転学した者は 33 名おります。転学者は全国にわたっておりますけれども、関東地方への転学者が 20 名で一番多くなっています。それから、岩手県以外の東北の県に 7 名転学しております。

それから、次に県外から県内への転学者は 16 名おります。福島県から 11 名、宮城県から 4 名、それから千葉県から 1 名でございます。転学するほとんどの生徒は自宅の流失等により転居を余儀なくされたことを理由とする転学となっております。

○中平均委員 そういった中で、一人一人きめ細かい対応が必要になってくると思うのですね、そこをどういうふうにとらえているか。というのは、本来であれば今回の地震津波がなければこういうふうにして将来を考えて高校を選んで、結果的にそれを変更せざるを得なかったという中ですよ。恐らく県内の移動であれば、県教育委員会がわかったうえでもやってるし、ただ、岩手県外に行かざるを得なかった生徒たちにも、行った先の教育委員会でもやっているとは思いますが、そういう点を含めて、例えばフォローアップの仕方をしていかなければならないだろうと。例えばさっきの 10 万円を 6,000 人の方に無償貸与というのは、県内の方でしょうから、県内で被災して県外に行かなければならない、その方も被災された結果、県外に行っている。そういう方たちまで今回のものは該当になるものかどうかですね。そういった点を含めて、今後のきめ細やかな対応が必要だろうとは思いますが、検討しますの答弁でもいいですが、ただ県内のうちそういうふうなところはちょっと追っていったら考えなければならぬだろうと。恐らく今すぐできないと思うのです。まだ、学校が始まる、始まらない、ばたばたしている中なので、そういうのを含めて見ていかないと

きついのかな。

あと震災津波で親御さんが亡くなった方の基金というのがありますし、そういった点の活用といいますか、こういうふうな活用をしていく中で、やっていかなければならないだろうと。私がたまたま新聞報道で見たのが親御さん亡くなって、弟さんが2人いて、その学費とか、将来のために通信制に移って稼がなければならないというふうなことを書いている記事とかもありましたので、やはり今1年はそうだとしても、次のときには、まずいろんな基金なり何なり、そういうものを使いながらでも、本来自分がこの高校に行ってみたかったということのを少しでも手助けしていけるようなやり方というのを、何とか今後検討してもらいたいと思うのですが、その点、いかがでございましょうか。

○菅野教育長 先ほど本会議でも御答弁申し上げましたが、残念ながら自分の進路を断念せざるを得なかったお子さんが現実に出ていると。ただ、先ほど申し上げましたとおり、奨学金の活用ですとか、今回国の1次補正でも奨学金がかなり増額されますので、それは高校、大学を対象とした。ただ、そういったことを、いろいろ説明は学校で申し上げたのですが、やっぱり家族全体のそういったこともお考えになって、やむを得ず自分は働いて何とか家族を助けるのだという思いの子供さんが多かったということでございます。

委員御指摘のとおり、こういった問題は一過性の問題ではありませんで、今後とも子供たちが将来の夢を追おうとした場合に、やはり継続的な支援が必要であろうと。先ほど申し上げましたとおり、奨学金の問題だけではなくて、住環境の問題、それから雇用の問題、そういう県を挙げてのサポートを行わないとなかなかこういった問題は解決できないのかなと思っております。

一方、私どもといたしましては、やれることはとにかくいろいろなことをやりたいと思っております。知事が御説明申し上げました基金、これは県も拠出はさせていただきますが、広く全国の民間の方々等の御支援もいただきながら、そういった基金を活用して継続的に、今回被災に遭われた子供たちを支援して、何とかそういった子供たちが学校を終わって就職、自立できるまで幾らかでもお助けになればということで、こういう基金の設置を御提案をさせていただこうと思っております。詳細については6月議会の提案に向けて、いろいろ関係部と内容を詰めてまいりたいと思っておりますが、教育委員会といたしましては、こういった基金を活用しながら、何とか子供たちの夢を少しでも生かせるように、ただいまの委員の御提案も踏まえまして、どういったことができるのか、よくよくその対応を考えてまいりたいと思っております。

○中平均委員 ありがとうございます。ぜひぜひよろしく申し上げます。

最後の1点、直接の議案にかかわらないので恐縮なのですが、先ほど教育長の話の中で、教職員の皆さんも被災されていると。そして、多くの方が応援に入っていると。そういった中で、いろいろ聞いていると、避難所も学校も一緒になっていて、その中で非常に苦しい生活というのでしょうか、実際、避難している方には今宅配の弁当とかも出るようになったけれども、それがなかなか、そういうふうに食事関係から含め、非常に苦しい状況にある中でも頑張ってやられているとうふうに聞きました。これ恐らく県庁の職員の皆さんも被災されて、住むところない中でやっていると思うのですが、そういうふうな話を聞いたのですが、実態としてもともとそちらにいて被災に遭って今やられている方、応援で行かれている方の食生活から始まって、環境というのはどういうふうなものでしょうか。

○高橋教育次長兼教育企画室長 特に陸前高田でありますとか、いずれ沿岸部、地元出身の教員が多数おりますので、多くの教員が家を失ったり、家族を失ったりということで、直接被害を受けているというような状況でございます。そういう中で、今、学校が再開いたしまして、教員がどういう生活実態かということでございますけれども、自力でその市町村外に住む場所を確保した教員もおりますし、県立学校の場合ですと、教員住宅を準備してありまして、その中に複数名で単身者であれば住まいを確保するというようなことですか、それから内陸の学校のセミナーハウスを一時的に活用させていただいて、そこから通勤しているというようなこともございます。

それから、中には家族と一緒に、どうしても離れられないというような教員については、避難所から学校に行っているというような教員も一部ございます。ということで、差し当たり、仮の住居を確保して、そこから職場に行き頑張っているというような教員が多数ございまして、これから民間の住宅がどうなるかとか、あとはこれから自分でいろいろ確保するという動きもございまして、そういうふうに動き出すまでの間は、仮の住居の生活もとらざるを得ないというような実情でございます。

というようなことで、国に対しまして教員住宅の設置、これは小中学校であれば僻地学校の教員住宅に対する補助等ございますけれども、県立学校でございますとか、僻地以外の学校の教員住宅に対する補助、現行制度はございませんので、その辺の拡充等についても、先般国に対して教育長が直接文部科学大臣のほうにお会いする機会がございまして、その際にもお話しさせていただいておりまして、そういうこともあわせて、今後住環境の整備にも十分努力していかねばならないかなというように思っています。

それから、あとは食生活等につきましては、避難所以外のところに一時的に住居を確保した教職員につきましては、一定程度の水準は確保されているのかなというように思います

けれども、避難所生活している教員については、先ほども議案の質疑の中で、斉藤委員のほうからも話ございましたけれども、厳しい状況にある教員も中にはいるのかなというふうに思っております。

○中平均委員 わかりました。本当にこれから復旧、復興という中で教育というのも非常に重要な分野でありますし、皆さん一生懸命にやられていることに本当に敬意を表しますし、これから大変厳しい環境の中で現場で頑張っている皆さんにどうしてもこう……、ただあれだけ被災がひどいと、ここだけ先行してというのもできない、どちらかと言うと避難されている方が当然優先で、県職員なり教職員はどうしても後にならざるを得ない現実もあるだろうとは思いますが、そういった点を含めながらも行った方たちが頑張ってやっていける、その思いでやられている皆さんだと思いますので、その点のフォローアップも県教育委員会として今後やっていただきたいということの話しさせていただいて、私からの質問を終わらせてもらいます。

○郷右近浩委員 私のほうからは、高等学校通学支援バス運行費についてお伺いしたいと思います。今被災地のそれぞれの市町村においては小学校、中学校の部分につきまして通学バス等を準備して、本当に苦労されてさまざまな路線、恐らくふだんでは考えられないような路線の組み方をしながら頑張って運行していただいているものと思います。

小、中学校につきましては、国のほうでさまざま助成という形で運行の部分のめどをつけていただいているというようなことで聞いておりますけれども、県におきまして高等学校の通学支援バス、これにつきましては、これはどのような形のお金になるのか、国の支援はあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○菅野教育長 予算上で見ていただくとおり、これは今のところ県単事業として措置をさせていただきます。委員、御指摘のとおり、小中学校の場合は、もともといわゆる過疎地域においてはスクールバスの補助がございますし、それからあとは今回の震災にかんがみまして、それを被災地まで拡大するという動きがございます。したがって、市町村のスクールバスについては、何らかの国庫補助の措置が講じられると思っておりますが、高校については、現状まだそういう基盤もないものですから、現在においては単独費で措置をさせていただきます。

ただ一方で、通学手段を何とか確保しなければならないというのは小、中学校のみならず、高等学校も同じでございますので、国に対しましては、そういったものについても支援の対象としていただきたいということで、それは強力にお願いをしているところでございます。

○郷右近浩委員 今回の被災、先ほど商工労働観光部のほうでもお話しさせていただいたのですけれども、沿岸はもちろん本当に大変な状況でございますが、内陸のほうでも、例えば私の奥州市においても橋が2本渡れなくなっておりまして、橋を直してもらうのが先か、それともまずは今の不便を取り除いていくのが先かといったような、そうしたような状況でありまして、その中で子供たちの通学というのをきちんと考えてあげないといけないのかなというふうに思っております。そうしたことでは、奥州市におきましても、例えばそうしたことで小中学生に対して、またさらには、もしかすると高校生に関しては、一緒に運行できるのではないかとといったような部分もあると思います。奥州市においては単独で財源がどうの、何がどうのなんていうよりも先に、まずはとにかく子供たちのために何とかしようということで見切り発車的に、どうなるんだなんていうこと聞いても、わからないけどやりますということバスを運行させておりますけれども、そうしたものについてもぜひ県教委としても把握して、そして高校、中学、小学にかかわらず全部、そうした不便を取り除いていくようにやっていただければと思いますし、それにつきましては国のほうへぜひ働きかけを全面的にさせていただきたいと思っております。要望して終わります。

○菅野教育長 何回も恐縮でございますが、先般全国の教育長会議がございまして、その際、文部科学大臣にお会いする機会がございました。それで、私からお願いいたしましたのは、学校が再開いたしますので、今委員からお話のあったとおり、いろいろな課題が出てまいります。ただ、学校でございますので、奥州市の教育委員会がおやりになったように、直ちに対応しなければなりません。だからこれは、私どもとしては、知事と相談させていただいてやらせていただきますと。ただ、恐らくその後に、何とかということで国にお願いにくると思っております。ですから、一つだけ大臣にお願いしたいのは、やってしまってから、何を今さらとだけは言わないでほしいと、今回の震災にかんがみてということをお願いしまして、大臣からはそのとおりであると、制度的なものは後で考えればいいので、子供たちに必要なことはまずやってくれと。あとは後で、国で100%、全部保証するとはなかなか今の段階で言えないかもしれないけれども、それは文部科学省としては全面的にバックアップするというお話をいただいております。

したがって、これからいろんな課題が出てくると思っております、内陸の学校も含めて。いろいろ教えていただきながら、その辺は国に対していろいろ言うべきことは言っていこうと思っております。

○佐々木大和委員 今度の補正に関して説明があった件の、重要案件というところで、災害対応のための休止事業等の選定についてというのがあったわけですが、執行保留、再調整71事業、この中で、教育委員会に直接かかわる国体選手強化施設整備・国体関連競技施設整備事業6億2,000万円ですか、こういう事業が今回の執行保留になっているよう

なのですが、これはこの経過と教育委員会としての国体に対する考え方をお願いしたいと思います。

○菅野教育長 国体についてはいろいろ議論がなされているところでございます。現在政策地域部を中心として、国体について関係される方との調整が進むものでございますが、県全体の今のところの考え方といたしましては、現状において予定どおり国体を開催するのは非常に困難ではないか、という判断を行ってございます。したがって、今回の国体関連経費につきましては、いわゆる国体が具体的にどう決着するかということについて、その判断を待つ必要があるということで、それに関連する経費が、今委員からお話しのありましたとおり、保留とされているところでございます。したがって、国体のあり方が具体的に決定されるまでの間、そのような取り扱いがなされるものと考えてございます。

ただ一方で、教育委員会といたしましては、実は国体経費の中に中学生、高校生の全国大会の派遣経費、これを昨年度から全国大会に行く子供たちについては、何とか安心して全国大会に行けるようにということで、宿泊経費等を補助する制度をスタートしてございます。したがって、それも国体関連経費の中に入っておるわけですので、原則的にはそれも執行保留、もしくはということになる、理屈上はそうなるのですが、ただやはり中学生、高校生、全力を挙げて全国大会を目指しているということもございますので、その分については、その対象に含めずに、引き続き今年度も執行させていただきたいということを総務部、知事等をお願いしまして、その部分については認められ、その部分の経費は執行させていただくことになってございますが、それ以外の国体関連経費については、今申し上げましたとおり、国体全体の方向性が出るまでの間は、こういう状況にかんがみて執行保留等々させていただいているところでございます。

○佐々木大和委員 執行停止ということで、これを見ると、さらに減額になれば来年の2月補正ということなようではございますけれども、今話が出ましたように子供たちのスーパーキッズを育てるところから始まって、いろいろこれまでも継続的にやってきていると思うのですが、それだけ影響の大きい予算だし、そしてまた国体が岩手県に対するいろいろな影響がたくさんある分野の大事業なのですね。そういう意味において、これが前面に出て、私は議会のほうも多分国体の準備委員会には議長、副議長をはじめ何人か委員も出ていますね。そういうことで、議会のほうも意思決定も何もないのでございますけれども、そういう形で先行してこれが出てきたので非常にびっくりして、反応も大きく新聞等にも上がってきたと。当然のことだと思います。

そういう意味で、教育委員会としても、今の説明等でも、どういうことで、実際に今、国体は難しいと言っているのか、なかなか具体性のある説明とは言えない。沿岸のほうの 12

市町村が被災地になったものだから、これでだめです、というだけではないと思う。それは考え方がいろいろあって、会派内で話をしても、そのとおりだと言う人も当然います。けれども、逆にこの次のステップのためのシンボリックな、要するに前向きな事業のスローガンのものを掲げて復興していくためにはこういう事業にも取り組むべきだという意見も当然あるわけです。そういうことがある中で、議論が出る前に予算をとめたというのは非常に問題が大きいと思うのだけれども、今の被災以外に教育委員会として独自で、これは総務部の指示でとまったというだけですか。そういうことをもう一度聞きます。

○菅野教育長 大変恐縮でございますが、国体についての考え方はいろんな考え方があると思ってございます。したがって、これは御案内のとおり、県だけで国体を実施させていただきたいということそのプロセスとして決めたわけではなくて、これは例えば県体育協会ですとか、議会の議決等もいただいて決定しているプロセスがございます。したがって、国体をどうするかについては、今後いろんな議論をいただきながら実施団体である、最終的には国の体育協会だろうと思いますが、そういった関係団体とも協議しながら進めていくべき事柄であろうと思っています。

ただ一方で、そちらについての、具体的にどうするかということが決まっていない段階で予算を執行……、予算はどうしても政策にくっついてくるものですので、その政策が具体的にどう動くかということがまだ確定してない段階において先行して予算を執行するというのは、ちょっとそこもいろんな議論を招くであろうと思ってございまして、予算については、政策が決定されるまでの間は執行保留といたしますか、そういうふうな取り扱いにされると、そういうふうに理解してございます。

○佐々木大和委員 逆に、予算が先行して執行停止にすると、やめるのだというふうにとるのではないですか。今の反対にとられると思う。予算を執行停止にするのは、準備委員会がこれをやめると言って決まったときではないですか、その順番は今の正しいのでしょうか。

○菅野教育長 あくまでもどうするか、予算執行上はおそらく保留という格好になるのだと思います。大方針を決定するまでの間、先行して予算を執行してしまうということになりますと、大方針以前に実質的に動いてしまうこととなりますので、今回においては今回の震災にかんがみているような事業の見直しを行ったところでございますが、そういったところで具体的な見直しの、これから国体については関係団体とお話し合いをしながら方向性が出てくると思いますので、その段階までは予算の執行を一時保留しておく、もしくは執行を留保しておく、そういうようなことではないかと思っております。

○佐々木大和委員 何回も申しわけないですが、やっぱり関係する競技団体とか、体育協会を初めそういうところは非常にショックを受けるのではないかと、こういうやり方をするとですね。今教育長が言ったように、これは執行停止で、今後決める内容ですということは広報をしっかりとしないと、ショックを受けてみんながっかりするというのは、その関係者の一番の問題点だと思います。その後当然手順はあるでしょうから、そこで正式に決まるでしょうけれども、執行停止というのは、一般の人から見たら間違いなくやめることを前提に、やめることが決まったので停止しますというのとはちょっと中身が違うので、ぜひそこを正確に広報して、そういう不安を与えないように、その不安を払拭していくようにやってから協議をしたほうがいいのではないかとということをお願いして終わります。

○小西和子委員 最初に、高等学校通学支援バス運行費についてでございますけれども、学校開始時期までに整備できたことは本当に高く評価したいと思います。

ただ気仙地域の高校生の通学手段のことにかかわってですけれども、バスの乗降場所まで生徒は電気が通ってない地域とか、それから街灯が損壊した市街地を夜間に徒歩とか自転車で移動することになります。そういうことが予想されるのですけれども、安全策はどのように考えているかということがまず1点。三陸鉄道とかJRが損壊している地域においても、通学生徒の安全面について危惧される面が多々あるわけですけれども、その対策ですね。何とか徒歩または自転車での通学距離短縮のためにも、乗降場所をふやすとかの工夫ができないものかということをお願いしたいと思います。まず、通学支援バスについてお願いします。

○上田高校改革課長 まず、一つ目のお尋ねでございます。バスの乗降場所まで歩く距離、例えば街灯がないとか、そういった安全面で危惧されるといったような御趣旨の御質問かというふうに思っております。確かに御指摘のとおりでございます。まだまだ陸前高田市を中心にライフライン等が届いていない、そういったところがかなりございます。その中で、今回の通学バスを運行させていただきたいというふうに、今回案をお示ししているところでございますが、運行に関しては恐らくバス業者なりと御相談することになるかと思っておりますけれども、バス停に関しましては、かなり吟味することになるかと思っております。従来の街場というよりは、実際に避難所等を中心にお住まいになっている方が多いところを路線としてバスを通すのが効果的だろうと思っております。いろいろお話しを伺ってまいりますと、そういったことが適当だろうとおっしゃる方が多うございます。

そういった中で、バス停につきましては従来の市内のバス停というよりはもっと違う、例えば陸前高田市でございますと山場のほうの道路を通すことが恐らく合理的だろうというふうに考えています。

委員御指摘のとおり、そういった中では、例えば住んでいらっしゃるところから距離がある、特に電気がないといったような状況で、安全面は確かに十分とは言えない面があろうかと思えます。そのことに関しましては、できる限りそういったことも配慮したバス停の位置を決めていきたいというふうには考えておりますけれども、やはりそれについては、おのずと制約もあるものでございます。可能な限りまずライフラインの復旧を期待するところではございますけれども、陸前高田市、それから陸前高田市教育委員会とはお話しをさせていただいております、いろいろと御相談しながら、そういったことも含めて、通学する子供の安全に配慮して、できるだけいい通学環境で学校に通っていただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それから二つ目でございます。恐らく三陸鉄道、それからJRの不通区間がございまして、そこに関しまして、これらの鉄道事業者では代替のバスを走らせております。そこで、従前のバス路線があった際のバス停すべてに代替バスというふうな適用ということにはならない場合もあるということになりますと、バス路線としてはもちろん通常のバス停がございしますが、その中で例えばJRですと、JRの駅に対応するバス停を一つ定めるというふうな考え方で代替バスをJRでは走らせているということでございます、乗っていらっしゃる方からすれば、JRの代替バスに乗ったと、何かバス停が連なる中で、間引きされておられないといけないというような印象をお持ちの方がいらっしゃるのではと思っております。恐らく委員の御指摘もそういったことかというふうに存じています。これらの代替バスの運行に関しましては、政策地域部と連携をしながら鉄道事業者とのお話し合いを進めさせていただいたところでございます。特に鉄道事業者からは、そういったただいま申し上げたような考え方に基づいての代替バスに対応するバス停、これは鉄道の駅一つに対して一つのバス停だけをそうみなすようなのですが、そういった案等の提示をいただきながらお話しを進めてまいったところでございますけれども、特に通学等の……

○高橋博之委員長 簡潔に答弁をお願いします。

○上田高校改革課長 今後とも連携をしながら鉄道事業者と話し合いを続けさせていただきたいというふうに思います。

○小西和子委員 よろしくお願ひいたします。

次に、県教育委員会ですから県立のことがいろいろ支援策が出されておりますけれども、あえて市町村立のことをお伺いします。なぜならば、被災した市町村教育委員会がたくさんあるわけですよね。その中で十分ではないのではないかと思われることが多々ありますので。

まず第1に、被災した学校の衛生面の実態というのをどのようにとらえているか、また改善策はどのようなかということです。消毒等ですね。それから、避難所生活の子供の実態はどのようにとらえているか、問題点はどのようなか。それから、他県とか他市町村からかなり多くの子供たちが転入しております。大ざっぱでいいですからその人数、それからそのケアについてはどのような対策を市町村教育委員会に指示をしているのかと、まずそのところをお願いいたします。

○多田義務教育課長 まず、一つ目の衛生面ということで、これは被災した校舎の衛生面ということで御説明いたしますと、浸水をして泥等をかぶった校舎も今回ございましたので、それらの泥の除去、それから消毒ということで、学校再開まで市町村において消毒の専門の方々が作業によりまして、あるいは地域によっては保護者、地域の方々がそういった消毒あるいはボランティアを加えての消毒作業も行いながら再開にこぎつけております。そういった意味では、まだまだ泥のにおいとか、そういうにおいの面で少し気になっているという声も聞こえてはきております。それについてもさまざまボランティアの方々とか、地域の方々とともに、市町村においてさらに教育環境の改善に努めていくということでとらえております。

それから、避難所となっている学校の様子ということですが、やはり今回最大ピークの時期に、小中学校に47校避難所となりまして、1万2,000人余りの避難者がおりました。それで各学校で再開を市町村ごとに決めていただきまして、避難所の方々への説明、それから医療チームが入っている学校もありましたので、病院との調整を行いまして、現在では、先ほどの1万2,000人から、4月24日現在で4,500名ぐらいと、およそ3分の1ぐらいまで御協力をいただきながら、学校再開を迎えているところでございます。

学校再開と同時に、避難住民の方々への配慮も十分考えながら市町村、学校、それから避難者として調整をしながら話し合いをいただきながら、学校、さらに子供たちの学習環境をより整えていくということで、市町村も取り組んでいるところでございます。余り拙速にということではなくどの市町村も考えているところでございます。共存ということで、学校と避難所のあり方を考えているところでございます。

それから、他県からの児童生徒の転入状況でございます。4月14日現在でございますが、他県からは小学校、中学校合わせて150名ほどとこちらのほうでとらえております。やはり福島、宮城両県からの転入が多いと考えているところでございます。

それから、そのケアについてでございますが、3月22日の時点で各学校に、いわゆる被

災地域からの児童生徒の転入学に伴う配慮事項ということで通知を行っております。そしてまたさらに、学校再開の1週間ほど前、各事務所ごとの校長会議等において、同じ通知文書、いわゆる配慮事項の中にはだれに対しても差別をすることなく、偏見を持つことなく、親切に接するよう指導すること、あるいは学校における指導のみならず、家庭などにおいても十分留意いただくよう、家庭や地域の協力を得ながら学校において指導することというふうに配慮事項5項目にわたる通知を学校再開前に行って、市町村を通して各小中学校の校長に指導を依頼しているところでございます。

○小西和子委員 避難所で暮らしている生徒、子供たちの様子ということを知りたいのですが、それはそうですね、長くなりますので。

先ほど教職員の居住につきまして、実態につきまして話がありましたとおり、かなりの方が大変な状態で勤務をしております。私の同僚も1階は流されてしまったけれども、2階に居住して、電気は通ったが、水道、その他のライフラインはまだであると。親戚の家で食事をとりながら勤務をしているという手紙が届きました。というので、市町村教育委員会がやるべきこともいっぱいあると思うのですが、やはり県が頼りです。県教育委員会の皆様方の支援を何とかよろしく願いいたします。

次に、震災津波孤児のことについて提案がされておりますけれども、県教育委員会といたしましては、このことにつきましてどのような見解を持っているかということをお伺いしたいと思っております。全寮制の小中一貫校の設置というのが検討されているやに聞いておりますけれども、県教育委員会としてはこれを進めようとしているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○菅野教育長 今回の震災で、いわゆる孤児になられたお子さん、今のところ福祉サイドの調査では57名と把握されてございます。ただやはり、これから学校が再開してまいりますので、これは大変恐縮ですが、各学校の担任、一番子供たちを身近で把握できる担任がそれぞれ高等学校も含めて詳細に把握をさせていただきながら、福祉の調査と、言葉は悪いのですが、クロッシングをさせながら、本当に子供一人一人をきめ細かく対応してまいりたいと思っております。

その中で、その子供お一人お一人に着目した対応が必要だろうと思っております。中にはおじいさん、おばあさんがおられて、その地域でお暮らしになることが一番いいという御判断をされる場合もあると思っておりますし、もしくは若干遠くても御親族という、そのお子さん、お子さんによって違うと思っております。したがって、教育委員会としては、その選択肢の一つとして、もし地域でそのまま何とか、法的には恐らくそういうお子さんには後見人がおつ

きになって、法的には後見人がいろいろ御判断いただくのだと思いますが、それぞれの地域において暮らしつつ、やはり一方で支援を受けながらも、そういう教育環境を整えたいというもしニーズがあるのであれば、県教育委員会としてやるべきことは最大限やりたいということで、そういったニーズがあって、そういったことが必要であれば何とか国の支援もお願いしたいということで国に対して要望した経緯がございます。

したがって、まず何よりも考えるべきことは、具体的なお子さんお一人お一人の実情を把握しながら、そのお子さん、お子さん、一人一人にとって最もいい方法を福祉サイドと連携しながら選択しつつ、それにふさわしい対応をとっていくことが最も大事なのではないかと考えております。

○高橋博之委員長 皆様に申し上げます。審査時間が長時間にわたっております。ただいま議案の審査でありますので、質疑は議案に沿って行うようお願いいたします。なお、執行部におかれましても答弁は簡潔をお願いいたします。

○小西和子委員 小中一貫校ということですが、

（「議案にない」と呼ぶ者あり）

（小西和子委員「ちょっとだけ。これから進められると思うので」と呼ぶ）

（「みんな待ってるんだよ」と呼ぶ者あり）

○小西和子委員 社会的に隔離されてレッテルを張られたり差別されるという危険性がありますので、やはりそのあたりは十分に気をつけていただきたいなということです。いいです、後で。

○斉藤信委員 最初に、生徒の被災状況。学用品費の問題で、結局、今年度予算では1億419万円、これは約3分の1に減らしたわけですね。だから、これは生徒の被災者数と連なっているわけだから、小学校、中学校、高校の場合には先ほど6,000人という試算も出ました。この小学校、中学校、高校の、いわば全壊も含めて被災した数をどういうふうに把握されているのか、最初にお聞きします。

○多田義務教育課長 高校については6,000名という被災者数。小、中学校においては沿岸部の12市町村で、1万5,000人というふうに把握しております。

○斉藤信委員 小学校、中学校と分かれませんか、もっと丁寧に。一回で決まるのだよね、ちゃんと丁寧に答弁すれば。

それと学用品費で、さっき小学校は4,100円と言っていたけれども、中学校は額が違うのではないですか、そこまで丁寧に答えてください、何回も聞かないように。

○多田義務教育課長 小学生9,000人、中学生6,000人、合わせて1万5,000人というふうにとらえております。

○高橋学校企画課長 学用品の費用の限度額ですが、小学生については1人当たり4,100円、中学生については4,400円、高等学校の生徒については4,800円というふうになっております。

○斉藤信委員 わかりました。次に、生徒とあわせて教職員の被災も、先ほど教育長の説明で41校632人と、これ小、中、高を合わせてですよ。全壊した、家が流失した数が632人ということで報告がありました。教職員の住居の確保状況、まだ途中経過だと思うけれども、これを示してください。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 住居流失した教職員の状況でございますが、小中学校につきましては約400名を超える数ということでございますけれども、現在さまざまな住居の確保をしたところ、現在は66人が未確定と聞いております。その中にはどうしても避難所から通勤しないと困るといふ方々や、学校に泊まっているという方々がいると聞いております。それから高等学校につきましては、今後の予定も含めまして、46人ぐらいと聞いておまして、ただ、もうかなりの数が確保予定と聞いておまして、高校のほうはかなり住居の確保が進んでいるというふうにとらえております。

○斉藤信委員 わかりました。教職員自身も被災している中で、ぜひ子供たちをケアしなくてはならない人たちだから、子供たちをケアする先生が余裕がなかったら全く大変なことなので、これは全力を挙げてやっていただきたい。

予算の中に、高校生への弁当供給というのがありました。9校で379食、これは昼食ですけれどもね。これは避難所から通っている高校生、私はこれは大変大事だと。これは恐らく県単で措置したのだと思うけれども、本来これは避難所ですから災害救助法の対象ですよ。予算書を見ると、これは県単の措置という形に今はなっているけれども、当然これは災害救助法で供給されるべきものだというふうに思いますが、いかがでしょうか。あと夕食分は46食ということでわずかな数なのだけれども、これはどういう配慮なのか。

○上田高校改革課長 被災した高校生への学校での食事の提供でございますが、委員御指摘のとおり、災害救助法の適用となるものでございますので、当然それなりに国からの助成を受けてこの事業をやっていくというものでございます。

それから、夜の46食でございますけれども、学校によりましては部活動あるいは課外活動等がございます、それでは避難所等での夕食をとることが間に合わないといった場合がございます。そういった場合には夕食についても弁当を配布しているということでございます。

○斉藤信委員 小中学校の給食で、山田町では学校給食がなかったというので、弁当を持ってこれない子供たちがいるので午前中で授業が終わったと。大変残念な事態がありました。一部の学校では、父兄が炊き出しをして給食を出しているということもありましたけれども、これはいつまでもそういうわけにはいかないと思いますね。これは弁当の確保も含めて、直ちに改善されるべきだし、小、中学校で学校給食がないというのも、これいかなものか。教育上からいってこの機会にきちんとですね、地域的事情もあるのでしょうか、学校給食が実施されるということが私は望ましいと思うけれども、どうなのでしょう。

○多田義務教育課長 けさほどの報道で、陸中海岸青少年の家の大槌小学校では給食センターが稼働しておりまして、そのまま学校再開に間に合っております。山田町はもともとそういう給食の施設ではない方式でございましたので、今回いわゆる弁当の調達ですけれども、連休明けの9日から弁当の給食がスタートするというので、本日の報道には間に合わなかったようです。それから、陸前高田市のように給食センターが本部になったりしているケースもあって、陸前高田市の場合も仕出しの弁当で、給食センターがスタートするまでということでの対応になっているところでございます。いずれ、今後そういうふうに学校再開後の給食の充実に向けて、市町村それぞれ取り組んでいるところでございます。

○斉藤信委員 通学バスを私も聞きたいのだけれども、高田高校の場合は校舎が壊滅をして、大船渡の旧大船渡農業の校舎を活用するという、結局20キロ以上あることになるのだけれども、これは当然、学校の都合ですから、通学バスを出すのは当然だと。これはJRの代替バスが出て、当然これ通学バスは出さなくてはならないと。あわせて、今は大船渡高校や大船渡東高校に通っている生徒も一緒なのですね。この扱いがどうなるのか。JRバスが代替バスを再開した場合に、私は今のままでいいのではないかと思うのだが、大船渡高校や大船渡東高校の場合にはJR代替バスを利用するということになるのかどうか、いかがですか。

○上田高校改革課長 委員御指摘のとおり、通学バスにつきましては、高田高校の萱中校舎、大船渡高校、大船渡東高校、ここに関して高田市内から通学するバスを走らせるということで今取り組んでいるところでございます。JRの代替バスが通った場合どうなるのかという御質問でございますけれども、これはまだ具体的に代替バスがどの時点で通るかということ、JRのほうでもお示しできない状況でございますので、その時点で考えさせていただきたいというふうに思っております。

ただ全体の枠組みで申しますと、御質問でもほかにございましたとおり、例えばJRなり、三陸鉄道の代替バスということで走っている区間もございます。そこでは従来負担した、震災前の負担と同じような御負担でもって、通学費なりは保護者の方が負担ということに結果的になってございます。そういったところも総合的に検討しながら、どうしたら通学の足の確保、あるいは保護者の方々の負担、こういったものがどう軽減できるのかということで検討してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 高田高校の場合は、恐らくかなりの長期にわたると思うので、そういう通学バス、スクールバスというのは長期にならざるを得ないと。その際、大船渡高校、大船渡東高校への通学生に配慮していただきたい。これは要望でとどめておきます。微妙な要求ですからね。

それと学校が今48校、1施設が避難所になって、文書では5,863人が避難をしていると。今義務教育課長は4,500人と言ったけれども、これはそういうふうになっているのかどうか確認しますが、私はやっぱり学校の校長先生、教職員が避難所の運営に当たっては本当に苦労されたと、努力されたと。被災者、みずから被災者になった教職員もいますし、私は本当に現場で聞いてきまして、最初の段階は校長先生が避難所の責任者なのですよ、まさしく避難所を運営してきたというね。そして自治的な組織をつくって、そして避難者の方に移行すると。これはすばらしい取り組みだったというふうに思います。

同時に、恐らく避難場所については仮設がつくられれば、これは県は4月末までにと言っていますから、いつて2、3カ月のところで、これは解消される見込みがあるのではないかと。一方で、仮設住宅が校庭につくられるのですよね。被災地はほとんど小学校、中学校の校庭、それしか用地がないというのも現実問題で、そういう意味でいけば、戦後最悪の危機ですからやむを得ない、そこの共存といいますかね。新しい状況のもとでの命を大切にされた教育というのでしょうか、そういう場になると思いますが、同時に、今の子供たちにとってみれば校庭を使えない。それも恐らく2年、3年ですよ。これをどういうふうに代替施設でやるのかと。中体連の大会もある、小学校のドッジボールの大会もある、これまた子供の成長にとってなくせないもので、そういう点での対策をどういうふうに考えているのか、そのこと

をお聞きしたい。

○多田義務教育課長 まず、先ほどの避難者数についてですが、小中学校が4,509名、それから高等学校が885名ということで、4月24日現在になります。大変失礼いたしました。

(斉藤信委員「わかりました」と呼ぶ)

○多田義務教育課長 それから学校が避難所になっていたり、仮設住宅等で体育館や校庭が使えない状況の中でどのような対応するかということですが、一つは体育の授業についてはそれぞれの学校の状況に応じて、学習場所としての空き教室、中庭、あるいは近隣の学校や公園施設などの活用、それから学習内容を、単元を組みかえながら工夫して、いずれ児童生徒の健康の保持増進、これに努めたいと考えております。

また部活動については、今工夫されている近隣の学校との合同練習や、それから指導方法、あるいは運動メニューの工夫など、これも各学校の実態に応じて、県としてもそういう工夫を示しながら、提示しながら対応してまいりたいというふうに思っています。

○斉藤信委員 これで最後にします。小、中学校24校が他校、他施設で、今授業を受けていると。学校の再開が最優先ですから、ある意味ではやむを得なかったと。一つの学校で三つの小学校の子供たちが学ぶというふうな状況もあるようです。しかし、これが何年も続くということではないと思うのですね。とりあえず仮設校舎の整備、そういう検討はどうされているのか。そして、高校進学を断念したというケースは、今回の震災でなかったのかどうか、最後に聞いて終わります。

○多田義務教育課長 24校が今、複数の学校の寄り合いになって、学校再開になっております。それで今後について、寄り合いの学校再開は短期的な見通しになりますが、今後の中長期的な見通しについては、市町村が仮設校舎で対応したり、それから将来的な新しい校舎建築等に向けて、今それぞれ構想をつくるところでございます。仮設校舎についても、これは市町村によって中期的な見通しの中で、1年あるいは2年というところでの見通しの中で、これも活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋高校教育課長 高校入試の件につきましては、現在のところ聞き取っておりますけれども、高校に入るのを断念した生徒はいないというふうに把握しております。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて及び、議案第19号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例であります。以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○泉予算財務課長 続きまして、条例改正関係について御説明申し上げます。議案(その3)の3ページをお開きお願いいたします。

議案第5号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてであります。改正の趣旨は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対して入学料を免除するため、県立学校授業料等条例の一部を改正し、平成23年4月1日より施行したものでございます。

次に、少し飛んでいただきまして、35ページをお開き願います。議案第19号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例についてであります。改正の趣旨は、先ほど専決処分の承認を求めました入学料の取り扱いと同様に入学選考料、通信制の受講料及び寄宿舎料につきましても、甚大な被害を受けたと認められる者に対して免除できるよう改正しようとするものであります。

なお、甚大な被害を受け、免除を受けることができる者につきましては、専決処分と同様、住居の全壊または半壊、住居の全焼または半焼、住居の流出及び学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少のいずれかの被害を受けたと認められる者に対しまして、規則の改正により定めることとしております。施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で教育関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は1件ずつ行います。お諮りいたします。議案第5号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第19号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

以上をもって教育委員会関係の審査を終わります。

次に、委員会調査について御報告があります。4月14日に正副常任委員会委員長会議を開催し、委員会調査について協議したところでありますが、今般の大震災を受けて議員の任期が延長されたことにかんがみ、延長された期間中は原則として委員会調査は行わないことと決定されたところでありますので御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。